

平成 30 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 30 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 30 年 9 月 5 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(高月淳一郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	山下 勝之 君
会 計 課 長	森 隆志 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 請願第 1 号 彼杵中学校及び千綿中学校の統合の時期に関する請願書
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 発議第 2 号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 44 号 東彼杵町債権管理条例の制定について
- 日程第 4 議案第 45 号 東彼杵町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の全部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 46 号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 47 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 48 号 東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 49 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 9 議案第 50 号 平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

- 日程第 10 議案第 51 号 平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 52 号 平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 53 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 13 議案第 54 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 14 議案第 55 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 15 議案第 56 号 平成 29 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 16 議案第 57 号 平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 17 議案第 58 号 平成 29 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 18 議案第 59 号 平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 19 議案第 60 号 平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 20 議案第 61 号 平成 29 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
- 日程第 21 議案第 62 号 町営バス 1 号車購入について
- 日程第 22 議案第 63 号 東彼杵町教育長の任命について
- 日程第 23 議案第 64 号 東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 25 選挙第 1 号 東彼杵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 26 報告第 8 号 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 27 報告第 9 号 専決処分に関する報告について
(里一ツ石線改良工事(9 工区)請負契約の変更の伴う請負金額の変更について)
- 日程第 28 発議第 3 号 臓器移植の環境整備を求める意見書

6 散 会

開 会（午前9時28分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1 請願第1号 彼杵中学校及び千綿中学校の統合の時期に関する請願書

○議長（後城一雄君）

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。これから議事に入ります。

日程第1、請願第1号彼杵中学校及び千綿中学校の統合の時期に関する請願書を議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、浪瀬真吾君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

請願第1号 彼杵中学校及び千綿中学校の統合の時期に関する請願書

2 審査年月日

平成30年7月25日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、請願者・藤澤恭匡氏をはじめとする7名の請願者代表と紹介議員・立山裕次議員への意見聴取を行い、その後委員会を開催しました。

今回の請願は、本町の人口が減少する中で児童生徒の教育環境を鑑み、早期に中学校の統合をし、平成31年4月に新中学校を開校してほしいとのことである。意見聴取の中で、請願のきっかけとなったのは、中学校統合検討委員会などの経緯を踏まえ、教育委員会から執行部に4月5日に提言書が提出されたが、6月議会に上程されなかったことから、31年4月の開校は厳しくなるとの推察により、保護者の皆さんが立ち上り、署名活動を行い今回の請願に至ったとのこと、強い意志が認められた。

慎重に審査した結果、請願者の願意を認め、全委員一致採択すべきものと決定しました。

なお、意見聴取の中で、執行部にも陳情書等を提出したらどうかとのアドバイスをを行いました。

○議長（後城一雄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

ここに事情聴取を、紹介議員と請願者の代表者に聞かれたということなんですけど、その他に教育委員会に対しては何も聴取とかはされなかったんですか。

○議長（後城一雄君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬真吾君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

これは請願者から出ている、この藤澤恭匡氏を始めとする7名の方、請願書に記載されました方々に呼びかけをして、そういった方の意見を聞いた上で委員会としても判断をしなければならないということで、教育委員会には今年の1月19日に委員会として意見交換をしていましたので、改めて聞いてはおりません。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

なぜそういうことをお聞きしたかと言いますと、今の報告書に、6月議会に上程されなかったことから31年4月の開校は厳しくなるとの推測によるということ、これは誰が推測したのか。たぶん請願者の方が推測をされたと思うんですよ、文面からいきますと。そしたら、やはり開校が厳しくなったならば、この請願を受けてきちっとやはり委員会の責任を取るには、教育委員会に聞いて何月ごろまでには議案が提案されれば間に合うのか、準備はどうするのかということをしちっと執行部の方に聞かれた方が私は良かったのではないかと思ってこういう質問をしましたが、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

産業建設文教常任委員長、浪瀬真吾君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

その件につきましては、6月の全員協議会の折、教育次長の方から答弁もあっておりましたので、9月までに上程されれば最低限間に合うのではなかろうかと。そういったことを聞いておりましたので、これは請願書がそういった思いが強いということで、そういったことで全委員一致採択となったことでございます。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

他に質疑がないようなので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号彼杵中学校及び千綿中学校の統合の時期に関する請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 2 発議第 2 号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 2 発議第 2 号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務厚生常任委員長、吉永秀俊君。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出いたします。

提出の理由、本町においては、平成 17 年 12 月議会で、議員定数 16 名を 12 名（平成 19 年 4 月実施）に、平成 26 年 9 月議会で 12 名を 11 名（平成 27 年 4 月実施）に削減し、今日に至っていません。

当時の議員定数削減の主な理由は、今後も続く人口減少と厳しくなる財政状況を見据えたものでした。

今回、総務厚生常任委員会においては、適正な議員定数とあるべき議会の姿について多くの時間を費やし、調査・検討を行ってまいりましたが、次期町議会選挙時には更なる議会改革と議員定数削減が必要不可欠との結論に至り、現行の条例定数を改正するものです。

条例改正の主な理由は次のとおりです。

- ① 今後も続く人口減少を考慮し（来年 4 月時には 8 千人を割ることが確実）、人口規模に対して適正な議員定数が望ましいと思われる。
- ② 自主財源の柱である地方交付税等の減額による、厳しい財政状況が今後も続くことが想定され、議会自らも身を切る覚悟が必要と思われる。
参考に、交付税の実績として、平成 27 年度 21 億 7338 万 4000 円。28 年度 20 億 5218 万 5000 円。29 年度 19 億 7318 万 4000 円となっております。
- ③ 12 名以下の少定数議会における、奇数定数議会の弊害と懸念されていた議長裁決が、実際多数発生し、議長の中立公正性が著しく保たれていない。以上であります。

○議長（後城一雄君）

これから、提出者に対する質疑を行います。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

この件につきましては、この議員メンバーが開始した当初、同じような議案が提出されました。その時の結果は言わなくてもご承知でしょうけど、否決されております。それを踏まえて、また再び改選前の条例改定を上げられるということですが、その前に総務の方から産建委にこの旨のお伝えがあり、産建委の意向をお聞きになりました。そこで産建委としましては、総意としてこの問題は解決済みであるから議論する余地はないという答えを出したと思っております。ということであれば、結果はおのずと見えるはずですが、ならば、この条例を出した意味がどこにあるのか。むしろ財政状況云々と書いてありますけども、結果が見えているものに出しても意味がないのに、それならこの理由である、むしろこの条例を出すなら議員報酬を、それに見合う削減を出した方がよっぽど効果的だと思います。どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

総務厚生常任委員長、吉永秀俊君。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

橋村議員にお答えします。前回の場合はあくまでも議員の方が個人で出された条例改正の発議でございましたけども、今回は総務厚生常任委員会全委員一致の意見がこういうことに一致しておりますので出しました。

産業建設文教常任委員会に諮ったということは事実でございますけど、年数が2年も経っておりますから、人口動向も変わっております。経済状況も変わっております。そういう中でやはりお考えが変わったということも考えられるわけですから、やはり、我々としては、総務厚生常任委員会でそういうことが出たわけですから、改めてこういった条例改正の議案を出したいということです。

報酬については、今後新しくなられた議員さんが決められることであって、次になられる議員さんの報酬については、私たちは今後。それは検討することは検討しても良いでしょうけども、最終的にはやはり新しくなられた、来年当選された議員さんがどういうふうなお考えで決められるか。我々はそこら辺には関知はしない方が良いのではないかと考えております。

○議長（後城一雄君）

他に質疑はありますか。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

この件につきましては、前期の、このメンバーではない時も相当な時間を費やして議論をしまいたところでございます。先ほど同僚議員がおっしゃるように、同じような内容を会期の始めに発議をされまして採決をして、先ほど言われるようにそういった総務の方から、そういった話もあるので産建の方でそういった話をしてくれないかというような話もございましたが、産建の委員会としてはやはり、もうすでに決まったというか、そういった最初に決めたことを再度する必要もないのではなかろうかとの意見でありました。そういったことを踏まえて、先ほど同僚議員が言われるように時代は変わってと言われますが、ついこの間方針を、委員会としては総務の方に申し上げるんですよ。こういうことはほとんど議員の総意の中で提出されるべきだと思うんです。一方的に、総務厚生常任委員会だけが産建の同意も得ないような形の中で上程されるということはいかかなものかと思えます。委員長の考えとしてはどうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

総務厚生常任委員長、吉永秀俊君。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

我々が6月の時に皆さんにご提案をした時に、我々はその後、住民との意見交換会などを聞いて、町民の皆さんのお考えも聞いたわけです。それに対して、産業建設文教常任委員会は何らそういうことをされていない。2年前の自分達が決めた考えだからそれをそのまま持ってきて、また、6月の時も定数を削減しないという理由を一言も我々は聞いておりません、その理由については。これこれこういうことだから話し合っても一緒というような話は聞いておりませんので。はっきり、先ほど言いましたように、町民の人口の減少もそのまま継続しています。その後、住民の皆さんのお考えも皆さん聞いて回られたんですか。我々はそういうことで意見交換会もして行ったわけです。そういったことからやはり今回も、今後も人口減少は続くし、そこに書いてありますように財政も

厳しくなる。だから、人口規模に応じた議員定数でいこうではないかということで改めてここに出したわけです。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 44 分）

再 開（午前 9 時 45 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

それは明確に解決済みである。議論する余地がないというのが明確な答えではないですか。

○議長（後城一雄君）

どなたか質問はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第 2 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第 2 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。始めに、本案に反対者の発言を許します。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

私は反対の立場で討論をいたしたいと思います。この件につきましては、以前からいろいろな研究、私なりにまた同じ議員、同僚の中で検討を重ねてまいりました。そういう中で人口が年々減少していると言われますけども、やはり、そういった人口が減少する中でいろいろな分野で議員の定数もこれ以上減らしたらいけない。議員の中にはいろいろな職業を持った、いろいろな経験者の方が多くいて、広く町民の意見を、皆さん方の意見を聞きながら、この議会に、町政に反映していかなければならない。それと、また委員会構成とかを鑑みますと、現に委員会としては 5 名、5 名。そして議長がおられます。議長は中立の立場であります。議長にも町民から選ばれた裁決権というもの、中立と言えども最終的には議長も判断して良いのではないだろうかとは私は判断をいたすわけです。

ですから、これはこれ以上上げて議会運営とかなかなかやりにくくなりますので、委員会構成もですね。そういった意味で、私はこの条例改正案には反対です。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

賛成の立場で討論を行います。まず、先ほど吉永委員長から説明がありましたとおり、理由が三つ大きくありました。この三つの中で2年前と変わっているのが、それぞれこの1、2、3、それぞれ状況が変わってきているということです。人口が減少している。更に交付金等もかなりの額が減っている。更にはこの議長裁決ということが多数発生しているというこの現実を捉えた場合、今の奇数の弊害というのを早く解消しなければならないと思っています。したがって、この総務厚生常任委員会で全委員一致で提出した議員削減につきましては、賛成の立場で討論を終わります。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に反対者の発言を許します。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

先ほどから言われているように、提案の理由はそれで良いでしょう。その前に総務の方で音琴地区におきまして、この問題を懇談されたということでございましたけど、私はその席には出席していませんので大まかなことしか聞き及んでいませんが、その中で大きな総務側の議員の主張は、こういった理由で議員定数を減らすべきだと、そして報酬をもっと上げるべきだという意見だったと聞いております。

確かに、議員定数を減らせと言う意見は数多くあるのも十分承知をしておりますし、こういった理論が成り立つのもそれはそれとして全く全否定するつもりはございません。しかしながら、おっしゃっていることはどちらかと言えば少数精鋭でいこう、かつ然るべきもう少し上がった報酬を貰おうという考えでの発議かなという思いはしています。

今の選挙制度の中で、いわゆる少数精鋭と言いますか、優秀な人達だけで議会を運営しようという考え方は事実上無理です。昔、貴族制議員制度というのがありましたけど、正にそれに似た形なのかなという、私は受け止め方をしております。今の選挙制度の中でいけば、必ずしも優秀な人が挙がる現状ではありません。ならば、町民の、あるいは有権者の様々の意見を汲み上げれば、右という人もいるし、左という人もいるわけですから、そういった多くの意見を汲み上げるためには、やはりそれに見合った定数があつた方が私は良いと思います。だから、これは少数精鋭なんていうのは言い方としてはご理解はしますが、おごった考え方ですよ。それよりやはり地方の議会というものは、国家の将来に係る重要な案件を議論する場は少ない。ですから、こういった地方議会は、やはり大衆に基づいた大衆よりの議会、そういったものが町民の付託に答えることができると思います。そういった意味で定数というのは、極端な多いというのはまた問題があるかもしれませんが、現状でいけば、やはりこれくらい的人数がいれば、もう一人ぐらい増えた方が良いと私は思っております。ですから、その方が議会として健全な機能が発揮できると、私はそういう思いでこれに対しては反対であります。以上。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

私はこの一部を改正する条例に賛成の立場であります。もう先発している人口約1万5000人の町である佐世保市の隣にある佐々町は、10名の議員でしっかりした町政をやっております。そして、良いまちづくり発展を遂げております。議会も大きな問題点もなくやっております。そういった意味において、やはり地方交付税、先ほど言った減額になっている。人口も減少になっている。そう

いう状況において、議員自ら身を切る。そして先発している佐々町はしっかりやっている。そういう町に見習う。こういう姿勢が我々は大事なのではないかなと思います。以上であります。

○議長（後城一雄君）

次に、反対者の発言を許します。5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

先ほどから同僚議員も言っていますが、前回の時1名減らして、議員報酬も1割カットということで、実質的には11名ですけど10名、2名減った勘定になるような気がしています。

それと、やはり人口減少もありますけど、それに比例して定数減も良いかなと思う時もありますけれど、やはり減らせばよいという問題ではないと思います。民意も反映されないし、減ったら減っただけ民意の声が行政に届かなくなっていくような気がしております。

そして、6月議会でも言いましたように、産業建設文教常任委員会ではみんなで話をしながら、それは解決済みということで総務の方にも話をしておりますので、こういったことで私は反対をします。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

はい、確認しました。

ただいまの起立者の数が5名です。したがって、可否同数ということになりますので、地方自治法第116条第1項により議長が裁決をいたします。

本案については、議長は否決と裁決いたしました。

したがって、発議第2号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は否決されました。

日程第3 議案第44号 東彼杵町債権管理条例の制定について

日程第4 議案第45号 東彼杵町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例
の全部を改正する条例

日程第5 議案第46号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

日程第3、議案第44号東彼杵町債権管理条例の制定について、日程第4、議案第45号東彼杵町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の全部を改正する条例、日程第5、議案第46号町長の

専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例。以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 44 号東彼杵町債権管理条例の制定についてでございます。

提案の理由といたしましては、東彼杵町の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定め、本町の債権管理の一層の適正化を図ることを目的に本案を提出するものでございます。

次に、議案第 45 号東彼杵町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の全部を改正する条例でございます。

提案の理由は、地方自治法第 231 条の 3 の規定に基づく分担金、使用料、手数料及び過料その他の歳入の督促及び滞納処分について、新たに規定する必要があるため本案を提出するものでございます。

次に、議案第 46 号町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由は、東彼杵町の債権の支払を求める訴訟手続きの迅速化を図る必要があるため本案を提出するものでございます。

3 議案とも財政管財課長に説明をさせます。慎重審議の上、ご決定を賜りますようよろしく願います。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

議案第 44 号について説明を加えます。

この条例制定は、町の債権管理に関する既存の条例や規則を併せて整理した上で、特に法令や既存の条例等に規定がない私債権の放棄に関する事項について、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除く他、権利を放棄する時は、議会の議決を必要とする。の規定に当る条例として制定するものでございます。

それでは、議案書 2 ページをお開きください。題名を東彼杵町債権管理条例としております。

第 1 条、条例の目的を、町の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正を図り、もって円滑な行財政運営に資することを目的としております。

第 2 条、用語の意義を規定した条文です。第 1 号で、町の全ての債権を金銭の給付を目的とする町の権利をいう。と法律規定の文言で規定した上で、第 2 号で、その町の債権の内、自治法 231 条の 3 に規定する債権、これは公法上の債権を意味します。及び地方税法に規定する税債権を除いたものを町の私債権と定義いたしております。

あらかじめ配布しております、債権管理条例の制定についてという冊子のこれになりますけれど、2 ページをお開きください。町の債権を自治法及び自治法施行令における区分を表した表となります。町の私債権は、定義 1 というのがありますが、そこにありますように自治法 231 条の 3 第 1 項、これは分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入となります。及び地方税を除いた私法上の債権が町の私債権となります。この部分が町の私債権ということになります。

条例案に戻っていただいて、第 3 条、他の法令等との関係を規定した条文です。

債権管理について法令では、地方自治法・地方自治法施行令、他の条例では、東彼杵町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例、東彼杵町水道事業給水条例及びこれらに基づく規則として、東彼杵町財務規則、東彼杵町水道事業会計規程などに規定を置いております。これらの規定を除き、この条例が適用されることとなります。

第4条は町長の責務、第5条は、債権管理台帳の整備について規定を設けております。

第6条、本条例の核となる町の私債権の放棄を規定した条文です。

私債権は、消滅時効となる時効期間を経過しましても、債務者から時効の援用、抹消がなければ債権は消滅いたしません。そのため、1号から7号までに該当する時は、当該債権及びこれに係る損害賠償金等の放棄について、あらかじめ議会のご承認をいただくものでございます。

第1号は、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。この規定は、東彼杵町水道事業給水条例第38条の2にも同一の規定をおいております。

第2号は、破産法や会社更生法の規定により、免責したとき。

第3号は、債務者が生活保護程度の生活困窮状態にあり、資力の回復が見込めないとき。

第4号は、強制徴収手続が終了した後、債務者が無資力状態にあるとき。

第5号は、徴収停止の措置をとった後、相当の、規則で1年以上としておりますが、期間がたっても、なお無資力状態にあるとき。

第6号は、債務者が死亡し、かつ、債務について限定承認があった場合で、他の者の債権額との合計が限定承認した額を超えないと見込まれるとき。

第7号は、債務者の失踪、居所不明により、徴収見込みがないとき。

以上、7項目に該当する場合、時効の援用がなくても、債権放棄をすることができることといたしております。

第2項、第1項により債権放棄したときは、決算を議会の認定に付する際、議会へ報告するものといたしております。

第7条、水道事業の事務に係る債権については、町長を水道事業管理者と読み替え、この条例を適用するものでございます。

第8条、規則への委任を規定いたしております。

附則、この条例は、公布の日から施行することといたしております。また、私債権の放棄については、この条例の施行前の町の私債権についても適用する規定をおいております。

以上、説明を終わりますが、この条例制定に伴う債権管理条例の制定についてという先ほどの事務手引き、施行規則及び私債権等の徴収事務手続きについて、町財務規則を併せて整理する予定としておりますので、その新旧対照表を資料として添付いたしておりますので、後ほどご覧ください。

次に、議案第45号について説明を加えます。

この条例は、自治法231条の3の規定に基づく公法上の債権の徴収に関し、必要な事項を定めた条例です。水道事業の公営企業化の折、一部改正がされただけで、昭和49年の制定当時から改正もあっていないため、現行事務と乖離した条項もありましたので全部改正を行っております。

新旧対照表をお願いします。東彼杵町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例としております。今回の改正で、新しく督促の方法と滞納処分の条項を加えております。

第1条、趣旨に、法令又は他の条例に特別の定めがある場合の除外規定と、督促を新たに加えております。

第2条、督促状の事務処理について、これまで規定がありませんでしたので、町税の督促の例にならない、新たに事務規定を設けております。

第3条、督促手数料の徴収を規定した条文でございます。これまでは、督促手数料及び延滞金の徴収を町税条例第21条に委任しておりましたが、延滞金を新たな条に移し、この条例中に町税の例にならない100円と規定し、併せて徴収しない規定を新たに設けております。

2ページ、第4条、延滞金の徴収を規定を新たに設けております。

これまでの条例は、税条例第19条部分だけを引用しているため、本則どおりの年14.6%で徴収する必要があります。しかしながら、町税では、町税条例附則第3条の2に特例の規定が置かれているため、実際には年14.6%は、現行8.9%が適用されており、これまでの条例ではこの特例が適用できない条例となります。本来なら平成12年1月の特例開始時に条例改正が必要であったと思っております。

なお、新条例では、この特例規定については制定附則に新たに規定を置いております。

飛びまして第6条、滞納処分の規定を新たに設けております。督促状に指定する納付期限までに税外収入金、括弧書きの法231条の3第3項は、強制徴収公債権となります。並びに督促手数料及び延滞金を納付しない時は、地方税の例により処分することができる規定を新たに設け、滞納処分の明確化を図っております。

3ページ、第7条第1項、条例中、町長を水道事業管理者と読み替え、公営企業にも適用するものです。水道料金は、私債権のためこの条例は適用となりませんが、水道事業給水条例などに規定があります過料等が対象となります。

第2項、道路法に基づき徴収する道路占用料に係る延滞金については、道路法で14.5%と規定があるため新しく読み替え規定を設けております。

附則、この条例は、公布の日から施行し、延滞金に関する部分については、本年1月1日から適用することとしております。

第3項は、先ほど説明しました延滞金の割合の特例の規定を設けております。

最後に、議案第46号について説明を加えます。

この条例改正は、非強制徴収公債権及び私債権は、税のように自力執行権が認められておりません。そのため、これらの債権を強制徴収するには、裁判所に支払督促の申し立てを行い、異議申し立てがなければ、そのまま徴収できますが、異議申し立てがあると訴訟となります。

また、最初から訴えを提起して債権回収を行うこともできますが、この訴訟を提起するには、自治法第96条第1項第12号の規定により、訴えを提起するときは議会の議決が必要となります。

そのため、町長の専決事項としてご決定いただき、債権回収の強化を図ることを目的とした改正でございます。

なお、先ほど申し上げました裁判所への支払督促の申し立ては、議会の議決事項は必要がないこととなっております。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第2条、専決の範囲に第3号として、訴訟物の価格が60万円以下の訴えの提起に関すること。

を新たに追加し、改正前の第3号を第4号として、前号を前2号とする改正を行っております。

訴訟物の価格を60万円以下としましたのは、町長への委任専決処分事項をお願いするため、軽易な事項とする必要がございます。

金銭債権の支払を求める訴えで、最も簡易で迅速に訴えができる少額訴訟の限度額60万円以下としております。また、前2号の改正につきましては、訴訟費用等の発生を見込み、前2号と改正を行っております。

以上、議案第44号から第46号までの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

45号の件でございます。ちょっとわからないところがあるのでお尋ねしたいんですけど、45号第6条、最後の方に、地方税の滞納処分の例により処分することができるというくだりがありますが、ちょっとよく意味がわかりません。債権放棄をすることができるというふうに理解して良いんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

この45号の条例自体は、公債権の徴収に関する事項を規定した条文でございます。第6条におきましては、強制徴収公債権については滞納処分を行うことができるんですけども、例えば、介護保険法に介護保険がありますけど、介護保険料では介護保険法に町税の例にならない強制徴収ができると規定がありますが、過料については法律に明文したものがございません。ですから過料についてどうするかというと、本来は強制徴収公債権ですので滞納処分はできるんですけど、そこははっきりと滞納処分するんですよということを明確化するために、第6条に改めまして強制徴収公債権の滞納処分をやるんですよという、明確化のために第6条を新たに設けましたということでございます。以上でございます。

○10番（橋村孝彦君）

そうなんですけど、滞納処分がどういうものなのかというお尋ねなんですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

滞納処分につきましては、地方税の例により処分することができるという規定を置いております。

地方税をちょっと申しますと、督促を出します。督促を出しまして 10 日以内に納付がない場合は滞納処分に着手することができます。それは、例えば、差し押さえを行ったりと、そういった強制的に滞納処分をやることができます。そういったことをやるんですよということで規定を置いているものでございます。

○議長（後城一雄君）

他に。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

議案第 46 号、訴訟物の価格は 60 万円以下ということとなっておりますが、この根拠は法的なものがあるのか。60 万円とされた根拠は何なのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

60 万円につきましては、先ほども申し上げましたけれども、少額訴訟ができます最高額が 60 万円と決まっていますので、60 万円を除きますと 1000 万円でも 2000 万円でもやって良いかという議論になります。やはり、この訴訟ですので、町長の委任事項でございますのでそれはあんまりだろうということで、低額訴訟の 60 万円ということで、今回規定を設けた次第でございます。

○議長（後城一雄君）

他に。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

議案第 44 号の新規条例について町長にお伺いいたします。この新規条例は、目的として債権管理の一層の適正化を図り、もって公正円滑な行財政運営にすることを目的とするとしてありますが、特にここの 6 条に書いてあります放棄の部分ですね。これも含めて推察いたしますと、こういったところが円滑にならない状態にあったから、この条例ができたというような解釈でよろしいんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

急迫しているというわけではございませんけども、例えば、水道債権等は、6 条の第 1 号

だけ適用されるのを、給水条例をおいておりますけども、その他に、言い方は悪いですけども、例えば、逃げていってもう見つけきれない時も、この条例において処分ができるということもありますので。これまで議会等におきまして、岡田議員からも一般質問もあっておりまして、やはりこの際、他の市町村も設けておりますので、本町におきましても例規を整理する必要があるということで提案を行ったものでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

今の答弁は町長に答えていただきたかったんです。町長に言ったはずなんですけど、課長の方にふられてちょっと残念だったんですが、理由はわかりました。理由はわかりましたが、やはり円滑な財政管理をするということになると、やはりこの6条の部分というのがどうしてもこれまで支障になっていたということで、この条例ができたものと思っております。町長からこういうことを発言して欲しかったなということでございます。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 44 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

次に、ただいま議題となっております議案第 45 号、議案第 46 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号、議案第 46 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号東彼杵町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 46 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 47 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 6、議案第 47 号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 47 号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由が、町外から町内への転入を促進し、人口減少及び少子化対策を図ることを目的に、遊休町有宅地を譲与又は時価よりも低い価格で貸付けする必要があるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

議案第 47 号について説明を加えます。今回の改正は、町外からの定住促進を図ることを目的に、遊休町有宅地の譲与等について、特例事項の議決をお願いするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第 3 条、普通財産の譲与又は減額譲渡の特例を規定した条文です。定住促進のため普通財産を譲与するとき。を第 5 号として新たに追加いたしております。

第 4 条、普通財産の無償貸付又は減額貸付の特例を規定した条文です。定住促進のため普通財産を貸し付けるとき。を第 3 号に新たに追加しております。

附則、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、定住促進に係る処分の特例を議決いただいた上で、事前に配布しております、東彼杵町定住促進住宅用地貸付け及び譲与に関する取扱要綱により、遊休町有宅地の処分を行うものでございます。

若干、要綱の内容も併せてご説明させていただきます。要綱の 1 ページをお開きください。

第 1 条、遊休町有宅地を定住促進住宅用地と規定し、第 2 条別表で、その定住促進住宅用地の位置を定めております。

飛びますが、5 ページをお開きください。住宅用地として寄附を受けました、東町にあります遊休町有宅地 114.48 m²の貸付けを現在のところ予定をいたしております。

戻っていただいて 1 ページをお願いします。第 3 条に貸付け及び譲与の対象者となる要件を規定しております。

町外に住所を有する者で、定住促進住宅用地に 50 m²以上の住宅を建築し、税の滞納がなく、暴力団等でない日本国籍を有する者としております。町外に何年とか、定住促進を図る目的ですので、そういった規定は今回は設けておりません。

第4条に用途の指定を規定しております。

第1項は、用途の指定を自己の住宅の用に供するものに限っております。ただし、住宅部分が50㎡以上の住宅と店舗等との併用も含むものとしたしております。

第2項、貸付期間は2年以内とし、その間に住宅を建築した後、住宅用地の譲与を受け、その後10年間は自己の住宅の用に供する必要がございます。

第5条、貸付者の募集は、公募により行うこととしております。

飛びまして、第7条、貸付けの決定等について規定いたしております。

第2項で、複数の貸付申請があった時は、公平を期すためくじにより決定するといたしております。ただし、再公募の際は、申請順で決定することを規定をいたしております。

3ページをお願いいたします。第8条、契約の実効性を図ることを目的に、貸付契約の際、10万円の契約保証金を納付していただき、譲与の際、返還することとしたしております。

第9条、貸付料は、無料といたしております。

飛びまして、4ページをお願いいたします。第13条、貸付地の転貸や譲与を受けた後の転貸や譲渡又は贈与、目的外使用などの禁止制限事項を規定し、違反した時は、土地を原状回復し、返還を命ずることと規定いたしております。

第14条、違約金について、譲与地の転貸などについては土地の固定資産税評価額の3割を、その他については1割の違約金を徴収する旨、規定をいたしております。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

先ほどの財政管財課長の説明のなかで、町外何年在住は特段規定していないというお話がございましたけれど、これは性善説に基づけばそういう理論は成り立つと思うんですけど、それが抜け穴になる可能性も否定できないんです。世の中には頭の良い人もいっぱいいらっしゃいますから、そこは言わなくてもわかると思いますけど、その規定は当面はしないと、性善説に基づいた条例であると、それで良いのだということですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いろんな意見があると思います。もちろん性善説でされればきりがございません。まずは、前議会、6月議会で無償譲渡の可能性があるのかという話もあっておりましたので、人口減少の中ではどうしても今からこういう空き家がたくさん出てまいります。そういうことで、積極的に、こちらでも人口増ということで枠を広げていこうと考えております。

確かに、議員がおっしゃるようにそれを目的に悪用ではないんでしょうけども、安価で来る人もおられます。その辺の審査をする時には、今のところ職員、町長で決裁をしておりますけども、第三者の意見を聞きながら、複数応募があった時の選択などは慎重にしなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

新旧対照表 1 ページ、ここに時価よりも低い価格で譲渡することができると第 3 条にうたっていますが、この時価よりも低い価格、これは抽象的なんですよね。時価よりも低い価格というのは、どういうふうに、誰がきめるのですか、この価格を、具体的に。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

判断は町長が決めるわけですけど、地価公示価格とかで毎年東彼杵町の、例えば本町付近では役場の裏付近の宅地、あるいは東町の宅地辺りが地価公示が発表されます。これがいわゆる時価ということになるかと思えます。それと併せまして、固定資産税を徴収していますので、路線化という方法で評価をいたしております。それを時価に戻すような方法がございますので、そこら辺のいろんな材料を、事例ですね、価格。価格を参考にしながら時価ということを決めていこうと考えています。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

これを具体的に決めておかないと、ある時々によって低い価格ということであれば、例えば時価が 100 万円としますよね、仮に。それを 5 割とか、5 割の 50 万円で譲渡しますよというふうに決めておけば良いんですけど、低い価格であれば 80 万円でも低い価格、100 万円ですよ、時価の。20 万円でも低い価格。ある時々によって不公平感が出ないように、やはり一定限度の基準というか、5 割ぐらいで譲渡しますよ、もっと安く 3 割程度で譲渡しますよ、ということで基準を定めておくべきではないのかなと私は思うんですけど、町長はいかがでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

一定の場所だけだったらそういう考えで良いんでしょうけども、全く違う所、山間部だったり中山間地だったり低地だったり、いろいろ条件があります。そしたら、そこで価格が全部変わります。決めてしまえばどうにもできません。それはその周辺の時価に対してどうかという判断ですので、固定してしまうというのは無理ではないかと考えております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

提案理由の中に、人口減少及び少子化対策とかあるんですけど、年齢制限はつけないで、何歳でも結構ということなんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その辺が一番問題でございます。複数で応募があった時にどちらを選択するかとした時にやはり将来的に定住していただいて、人口増に寄与するようなことも考えていかなければならない思っております。そういう事例があるのかどうなのか、先ずはやってみて不都合があればまた条例改正をお願いしなければならない時があるかもしれないですけど。

すみません、要綱ですのでその辺は訂正をさせていただこうと考えております。

したがいまして、目的が定住してもらって、人口減少というのは転入されれば人口減少でございますので、後は少子化対策になりますと子どもを含んだところの転居、あるいは新婚者の子どもさんが出生するだろうという可能性を見ながら判断をするしかないかと思っております。その辺は初めての試みでございます。特に立山議員もそういう質問をされておりますので、そういう意味でやっております。是非、いろんなご意見を聞かせていただきながら定住促進ということで努めてまいろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

今、物件が 1 軒東町ですよ、約 35 坪の土地。東町ですよ、私も見てきました。実はこれはもうめどがついているんでしょうか、誰か入る人。めどがついていて作ったということではないんでしょうね。まだ、全く白紙状態。ちょっとお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

全くめども何も立っておりません物件でございます。

○議長（後城一雄君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

この条例は非常に良いと思っておりますよ、実は。ちょっと思い出したから言うんですけど、佐賀県の上峰町でしたか、そこに定住するために家を建てるならばそういった公有地はただであげるよというのが確かあったような気がするんですよ。ですから、もう少し飛躍した議論になりますけど、むしろもう少しプラスして、仮に町有地であれば、どこからか来る人には思い切ったただというものもあると思うんです。それを今、よそに関しては、土地代が高いから家にまで手が届かないという人が結構いらっしゃいますので、そこら辺の思い切った政策というものもありかなという気がしますけどいかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今回上げているのが、無償譲渡を前提に上げておりますので。

○——△——
——△——△——

これは、もう、提示していただければ無償譲渡ということで、2年とか決めております。その辺がクリアできれば無償でということです。いきなり無償ということもあるでしょう。確かに、立山議員がおっしゃったと思うんですけど、いきなり無償でいったらどうかと、そういう土地があるかということで質問がありまして、2件ほどあります、そういう土地が。その辺も含めて、本町みたいな所ではなくてもっと山間部にありますので、その辺はやはり無償という形で定住促進に検討していきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

要綱のところ、3条に関係するところなんですけど、ここは無償で、空き家を解体した土地を無償で貸して家を建てていただいて、10年間後にはまた考慮するというところなんですけど、ちなみ解体費用はいくらだったんですか。解体した費用。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

会計課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり会計課長。

○会計課長（森隆志君）

代わりまして説明いたします。東町の当時の空き家解体に掛かった費用は100万円と消費税。110万円ぐらい程度の費用が掛かっております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そういうことで100万円ぐらい解体費が掛かっているんですよね。それを無償で貸し付けると。これは、4条のところを見ますと10年後、これは、本人が永遠と、その後10年後も永遠と無償で貸し付けることも考えられるし、これを買いたい、購入したいとあるわけですよね。9条、10条、11条あたりまでが関係してくると思うんですけど、その時は定価で売り払いは可能ということになりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

説明不足でございまして、第 10 条をご覧いただきたいと思います。貸付期間は MAX2 年間といたしております。2 年の間に、そこに 50 m²以上の居宅を建てていただく。建てていただきましたら第 11 条になってきます。今度、譲与の申請を出していただきます。そこを確認いたしまして、間違いなく居宅の住宅であると確認できましたら譲与いたします。その場で、そこで譲り渡す。その後 10 年間はその目的でその人が使っていただく、というふうな要綱にいたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他に質疑を行います。ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 47 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 48 号 東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 7、議案第 48 号東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 48 号東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由が、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成 6 年 12 月 14 日法律第 113 号)の一部改正に伴いまして、不要となった条文を削除するため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、農林水産課長より説明いたします。慎重審議の上、適正なるご決定を賜ります

ようよろしくお願いいたします。農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

町長に代わり説明を加えます。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、いわゆる食糧法でございます。平成 15 年 7 月 4 日、法律第 103 号において一部改正され、平成 16 年 4 月 1 日から施行されております。この一部改正によって、米の流通規制の緩和が図られ、誰でも米の取り扱いが可能となっておりますわけですが、それまでの有料の登録制でありました米麦等の小売に係る事務となっております登録申請手数料が、農林水産大臣への届け出制となって無料化されておりました。

この度、手数料徴収条例を精査する中で、食糧法の一部改正に合わせた本条例の一部改正がなされていないということが判明し、新旧対象表に記載しております関係する旧条文第 2 条第 26 号及び第 27 号を削り、以降第 2 号を繰り上げる条例の一部改正を提出するものです。以上で説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 48 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 49 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（後城一雄君）

日程第 8、議案第 49 号平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 49 号平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 3670 万 9000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 47 億 5434 万 3000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、今回の補正予算の主なものは、歳出におきましては、総務費に地区施設整備事業補助金、自治体バス先進地視察研修事業費、ふるさと納税送付物製作委託料など 483 万 8000 円、民生費に障害者自立支援給付費負担金返還金、子ども・子育て支援交付金精算返還金など 1332 万 2000 円、土木費に大音琴地区交差点改良工事など 655 万 6000 円、7 月豪雨による被災箇所の災害復旧費として 9757 万 5000 円、更に人事異動等によります職員給与等の所要額も併せて計上いたしております。

歳入におきましては、特定財源として、分担金に 219 万円、国庫支出金に 1431 万円、県支出金に 6527 万 3000 円、町債に 1540 万円などを計上いたしております。

なお、一般財源として、繰越金に 3909 万 1000 円を追加計上いたしております。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

それでは 17 ページをお願いいたします。

3 歳出、2 款 1 項 1 目一般管理費 2 節及び 4 節は、空き家対策強化等に伴う新規嘱託職員 1 名分の給料及び共済費に不足が生じる見込みのため、29 万 8000 円、31 万 6000 円を、それぞれ追加いたしております。

3 目財政管理費 13 節委託料 11 万 9000 円の追加は、ふるさと納税の取扱いを新しく委託しました業者から、寄附金受領証明書や町の PR 用フライヤー並びに送付の際に使用する封筒を新調した方が、より寄附効果が上がるとの提案がありましたので、送付物デザイン作成委託料を新たに計上いたしております。

9 目電子計算費 13 節、総合行政システム改修業務委託料 27 万 9000 円の追加は、ヤフーアプリを使って納付された軽自動車税の納税証明書一括発行のためのシステム改修費として。18 節、その他電算機器追加は、OFFICE ソフト 3 本の購入費として 11 万 4000 円を追加しております。

10 目地域づくり推進事業費 3 節及び 7 節は、集落点検に係る職員時間外勤務手当 44 万 9000 円の追加とアンケート整理に必要な臨時雇用賃金 273 千円を新たに計上しております。19 節、地区施設整備事業補助金 171 万 2000 円は、木場農事研修施設の屋根、外壁及び床等の改修費の 1/2 を補助するものです。

12 目公共交通事業費 9 節旅費から 19 節負担金補助及び交付金までは、自治会運営型の交通施策を実施している先進地視察研修に要する 1 泊 2 日の費用 39 万 1000 円、40 万円及び 3 万 1000 円をそれぞれ新規に計上しております。

18 ページ、13 目地域情報通信費 2 節給料及び 3 節職員手当等は、職員昇格に伴う引上げ額を当初予算計上の際、失念しておりましたので、17 万 4000 円、12 万円をそれぞれ追加しております。14 節、著作権料は、茶子ちゃんねる動画配信の際、催事等でバックに音楽がかかっている場合も楽曲利用の著作権料を支払う必要があるため、3 万 3000 円を新規に計上しております。

飛びまして 19 ページ、3 款 1 項 3 目 23 節償還金利子及び割引料は、障害福祉に関わります、国庫負担金の前年度返還金、合計で 642 万円の追加。

5 目国民年金事務費 13 節、国民年金システム改修業務委託料（法改正分）は、産前産後免除が新設されたことにより、届出様式項目の追加及び学生等継続して保険料の免除を受けることが可能となったため、継続希望有無の確認項目を追加するシステム改修費として 84 万 9000 円を追加しております。

20 ページ、2 項児童福祉費 1 目 12 節、通信運搬費は、第 2 期子育て支援事業計画策定に伴う、ニーズ調査に係る郵券代として 18 万 9000 円の追加。

2 目児童運営費 19 節、保育対策総合支援事業補助金は、保育所における睡眠中の事故防止対策に使用する無呼吸アラームの購入費補助として、事業費の 3/4、36 万円の追加。また、障害児保育事業補助金は、当初予定より重度障害児 1 名、軽度障害児 2 名が増となったことにより 199 万 8000 円の追加。23 節償還金利子及び割引料は、児童福祉に係る、国庫補助金の前年度精算返還金として、合計で 348 万 6000 円を新たに計上しております。

4 款 1 項 1 目 20 節、未熟児医療給付費は、新生児の入院期間の長期化に伴い 60 万円の追加。

飛びまして 22 ページ、6 款 1 項 8 目 19 節、中山間地域等直接支払交付金は、取組面積の増に伴い 19 万 5000 円の追加。

9 目農業振興企画費は、東そのぎロハスの郷づくり事業施設の消防用設備修繕費として 9 万 1000 円の追加。

3 項 2 目漁港管理費は、音琴地区漁港の航路標識灯 2 か所の取替え修繕費として 112 万 6000 円を新たに計上しております。

24 ページをお願いします。7 款 1 項 2 目商工振興費 9 節及び 11 節は、全国鯨フォーラムの開催に伴う、講師・パネラーの費用弁償 31 万 6000 円及び資料配布の際に使用するクリアファイル等の印刷費 80 万 6000 円の追加。12 節、鯨の頭骨運搬費は、長崎大学から歴史民俗資料館までの、往復の運搬費として 16 万 9000 円の追加。19 節、商工振興事業補助金 8 万円の追加は、東彼商工会が開催する「創業セミナー」開催経費に対する補助金の追加。

3 目観光費 13 節、白蟻予防消毒業務委託料は、明治の民家の消毒委託料として 65 万 1000 円の追加。19 節、観光 PR 放送コンテンツ海外展開強化事業負担金は、NIB 放送が地方創生交付金事業を活用し、タイ国の番組を誘致する事業に対し、そのぎ茶や千綿駅、グリーンツーリズム等を発信をするための負担金として 54 万円を新たに計上しております。

飛びまして 26 ページ、8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 15 節、改良工事 300 万円及び 17 節、用地費 46 万 5000 円は、町道塚本線の交差点改良に要する経費を新たに計上いたしております。

27 ページ、5 項 1 目 1 節、景観審議会委員報酬 5 万 4000 円及び 19 節、景観形成補助金 20 万円は、町内の景勝地の選定とそれらの保全に係る費用の補助金を新たに計上いたしております。

2 目公共下水道費 28 節、公共下水道事業特別会計繰出金追加は、人事異動に伴う人件費の増によ

り 58 万 2000 円を追加しております。

28 ページ、7 項 1 目 渉外費 19 節、大野原演習場周辺整備基金活用事業補助金は、中岳公民館敷地法面の改良事業及び中岳農村公園用地の登記名義人変更に対し、併せて事業費の 75%、44 万円を追加いたしております。

9 款 1 項 5 目 災害対策費 3 節、時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当の追加は、今後の災害時の警戒対応に必要な手当を見込み、合計で 43 万 6000 円を追加しております。

30 ページ、10 款 1 項 2 目 事務局費 11 節、賄材料費は、コミュニティ・スクール研究発表大会開催時の昼食を、総合会館にて、婦人会協力のもと提供する材料代 3 万 5000 円を新たに計上いたしております。12 節、通信運搬費 4 万 2000 円及び教育委員会ホームページ WEB ページ追加手数料 4 万 4000 円の追加は、いずれもコミュニティ・スクール研究大会に係る案内状の発送料及び発表内容のホームページ掲載に要する費用を追加しております。

2 項 小学校費 7 節、特別支援教育支援員賃金は、彼杵小学校に 2 学期から転入した障害のある児童に対応するため賃金 60 万 2000 円の追加。11 節、ガス警報機交換は、使用開始から 6 年が経過し、保証期間が満了したため、2 校分で 17 台分 9 万円を新たに計上いたしております。

32 ページ、3 項 中学校費 7 節、学習支援員賃金は、千綿中学校の特別支援学級に在籍する生徒の転出により 60 万 2000 円の減額を行っております。なお、昨日の一般質問でもありましたように、千綿中学校から彼杵中学校に異動を行っているものでございます。11 節、ガス警報機交換は、小学校費と同様の理由により、2 校分で 34 台分 18 万円の追加。

5 項 1 目 社会教育総務費 4 節、社会保険料及び 7 節、臨時雇賃金の追加は、職員の退職により、引続き臨時職員の雇用が必要となりましたので、3 万 8000 円、57 万 1000 円を、それぞれ追加しております。

飛びまして 36 ページ、11 款 1 項 1 目 農地等災害総務費から 2 目 30 年農地等災害復旧事業費 14 節までは、7 月豪雨災害復旧に係る事務費を、15 節 工事請負費は、田 5 か所、畑 20 か所、農道 10 か所及び水路 3 か所の復旧費として、現予算の 100 万円を控除した 7196 万 9000 円を追加し、併せて現予算 100 万円の特定財源について財源更正を行っております。

2 項 1 目 公共土木施設災害復旧費 13 節、災害査定測量設計業務委託料は、先の補正第 4 号以降に河川災害報告額が増加し、委託料に不足が生じる見込みとなりましたので、28 万 7000 円を追加いたしております。15 節 工事請負費は、7 月豪雨による河川災害 4 件及び道路災害 6 件の復旧費 435 万円の追加。なお、この目は、町単独工事となります。

2 目 30 年公共土木施設災害復旧事業費 3 節 職員手当等から 11 節 需用費までは、7 月豪雨災害復旧に係る事務費を、15 節 工事請負費は、河川災害 7 件及び道路災害 2 件の復旧費として 2010 万円を新たに計上しております。

戻っていただいて 7 ページ、2 歳入、13 款 1 項 3 目、平成 30 年農地等災害復旧費分担金は、工事費から県補助金を差し引いた 729 万 6000 円の 30%、219 万円が地元分担金となります。

8 ページ、15 款 1 項 2 目 1 節、未熟児養育医療給付費負担金は、給付費 60 万円の 40%、24 万円が、3 目 1 節、平成 30 年公共土木施設災害復旧費負担金は、復旧工事費 2010 万円の 66.7%の 1340 万 6000 円が交付されます。

2 項 2 目 民生費 国庫補助金 2 節 児童福祉費 補助金は、保育対策総合事業費の 50%、24 万円が交付

されます。

10 ページ、3 項 2 目民生費委託金 1 節、国民年金事務費追加は、システム改修業務委託料の 50%、42 万 4000 円が交付されます。

16 款 1 項 2 目、未熟児養育医療給付費負担金は、給付費 60 万円の 20%、12 万円が交付されます。

12 ページ、2 項 4 目、中山間地域等直接支払事業補助金は、事業費の 3 分の 2、13 万円が、8 目災害復旧事業費県補助金追加は、工事費の 90%、6567 万 3000 円から現予算額の 65 万円を差し引いた 6502 万 3000 円が交付されます。

19 款 1 項 8 目大野原演習場周辺整備基金繰入金 44 万円は、中岳公民館敷地改良工事等補助金の財源とするため、補助金の全額を基金から繰入れております。

14 ページ、20 款 1 項 1 目繰越金は、今回補正の財源とするため、3909 万 1000 円を追加いたしております。

飛びまして 16 ページ、22 款 1 項 6 目 1 節災害復旧事業債 1540 万円は、7 月豪雨災害の復旧費の財源とするため、農林水産施設災害復旧費は町負担分の 90%を、公共土木災害復旧費は町負担分の 100%を、補助と単独事業に分けて新たに計上しております。なお、後年度において、発債額の 95%が交付税で措置されることとなっております。

戻っていただいて 4 ページ、第 2 表、先ほど説明いたしましたように、現年補助災害復旧事業は、限度額を 1110 万円、現年単独災害復旧事業は、限度額を 430 万円とする地方債補正を行っております。

なお、起債の方法、利率、償還方法は記載しているとおりです。

戻っていただいて 1 ページから 3 ページまでの第 1 表及び 38 ページから 39 ページの給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略します。以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

27 ページをお願いします。総務に付託ですので敢えてお尋ねします。

都市計画総務費の 1 節と 19 節、ふたつをお尋ねします。

審議委員は何名いらっしゃるのか、どういう方々なのかというのと、19 節の景観形成補助金はどういう人が行っていらっしゃるのか、団体なのか個人なのか。そこの 2 点をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず、補助金ですけども、場所が坂本の釜ノ内の町のポスターなどに使います放物線を描いている茶園です。ここはなかなか維持管理が、やめたいともおっしゃっています。非常に景観が良い所ですので、補助金を、維持管理費相当まではありませんけど、その半分ぐらいの経費を見て助成をしようかと考えております。そうなりますと、景観審議会から景観という指定をしなければなりませんので、審議費用が 5 万 4000 円。そして、そこで認められれば釜ノ内の茶畑の農家の方に、1 名ですけど助成金をやるようなことを考えております。

7名の委員報酬でございます。7名の委員で、報酬を払うのは5名です。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

17ページ、12目の交通事業費。この件につきましては、私が6月に一般質問をさせていただきました自治体運営型のバス運行ということで視察をされるものと推察をしています。この視察先はどこなのかわかりませんが、これを視察し、それを参考にした運営をされるということになるんですが、今年度中にこの計画というのがどの程度まで進むものなのか。めどが立っているのであればお答えいただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まずは、地域の方々と一緒に行っていただいて、どういうものか現状を知っていただいて、そしてやっていただくかどうかなんです。やっていただければ年内もできるんですけど。やっていただければ少し時間をおいて、来年度に向かっていくのではないかなと思うんですけど。町バスが、非常に乗る人が少のうございますので、その代わりに、特に千綿地区をお願いしておりますけれども、千綿地区の循環を考えておまして、そこで地域で運行してもらおう。オンデマンドと言いまして予約制とするものか、常時運行するものかどうなのか。

例えば、朝夕は定時にしていて、昼間は完全予約制にするものか、効率的なバス運行を行っている。そしてまた、大型バスではなくて自家用とかもありますので、そういう幅広い考え方。行き先は島根県飯南町とありますけど、ここが率先してやっております。ここを見ていただいて、もうひとつは、予算に関係ございませんけど、福岡県の小郡にもひとつ似たような感じがあります。ここは、旅費が現予算でいけますので、この2か所を研修をしまして、自治体運営のタクシーなどを活用してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

やってもらう自治体があるかというのが一番ポイントであると思いますが、それでは視察に連れて行く人達というのが自ずとして手を挙げられるのか。それともこちらからいかがですかと声をかけられるのかわかりませんが、その方法としてこういったところに運行させた方が一番タイムリーというか、投資効果があるという所が一番望ましいんですが、手を挙げて視察先に行かれます。その方々がやりたいということに発展していくのが目標というところなんです。

そういうことで、これが実現化に向けての施策ということでございますので、是非、期待が、なるべくたくさんの方々が参加し実際に現場を見て確認して、是非これを運行したいということになるように、そういった形の研修になるということを望んでおります。この研修というのを、された後もフォローというか、次の段階に進む段階を、随時時間を取って構築していただければと思っておりますが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのように考えておりますので、自治会の皆さんあたりも、後でどういう所をお願いしているかを説明しますので。

○議長（後城一雄君）

委員会でしてください。

他に、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 49 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 11 時 09 分）

再 開（午前 11 時 18 分）

○議長（後城一雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9 議案第 50 号 平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 51 号 平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 9、議案第 50 号平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 10、議案第 51 号平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 50 号平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 28 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 3158 万 1000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、歳出に法改正によるコクホライン国保事業報告システム改修委託料 27 万円、特定健診受診率向上事業委託料 1 万 1000 円を追加し、その財源といたしまして県支出金保険給付費等交付金特別交付金 28 万 1000 円を追加計上いたしております。

次に、議案第 51 号平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1665 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 5665 万円とするものでございます。

提案の理由が、歳出で平成 29 年度介護保険事業費の精算に伴いまして、介護給付費及び地域支援事業費等の実績が予定を下回り、国庫支出金及び支払基金交付金並びに県支出金等に返還金が生

じたため、償還金 1665 万円を計上いたします。

なお、補正の財源として、前年度繰越金 1619 万 4000 円、精算による追加交付予定の支払基金交付金及び県支出金の 45 万 6000 円を計上でいたしております。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

議案第 50 号について補足して説明をいたします。

6 ページをお願いします。3 歳出、1 款 1 項 1 目 13 節、コクホライン国保事業報告システム改修業務委託料につきまして、平成 30 年度の国保財政の都道府県化に伴いまして国保事業報告システムの改修が予定をされていることに伴います対応業務の追加といたしまして 27 万円でございます。

次に、5 款 2 項 1 目 13 節、特定健診受診率向上事業委託料につきましては、受診勧奨通知作成に伴います過去 6 か年のデータ抽出に掛かる費用の追加で、1 万 1000 円を計上いたしております。

5 ページに戻っていただいて、2 歳入でございます。4 款 1 項 1 目 2 節特別交付金につきましては、歳出全額の費用に県支出金の特別交付金を充てるものでございます。

なお、1 ページから 4 ページは積み上げでございますので省略をいたします。

続きまして、議案第 51 号につきまして説明を加えます。

8 ページをお願いします。3 歳出、7 款 1 項 1 目 23 節でございます。前年度の介護給付費地域支援事業費等の精算に伴います国県負担金、並びに社会保険診療報酬支払基金交付金等の返還金の計上で 1665 万円でございます。

5 ページに戻っていただきまして、2 歳入でございます。4 款 1 項 2 目 2 節過年度分地域支援事業支援交付金につきましては、前年度の介護予防、日常生活支援総合事業費の実績による社会保険診療報酬支払基金交付金の追加で 29 万 8000 円でございます。

飛びまして、7 ページにいきまして 8 款 1 項 1 目 1 節繰越金につきましては、前年度の繰越金を計上いたしております。1619 万 4000 円でございます。

1 ページから 4 ページは、これまでの積み上げでございますので説明を省略をいたします。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 50 号、議案第 51 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号、議案第 51 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 51 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 52 号 平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 11、議案第 52 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 52 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 250 万 6000 円を追加いたしまして、総額を 3 億 3739 万 6000 円とするものでございます。

提案の理由は、今回の補正予算は、人事異動に伴い歳出について総務管理費の人件費 541 万円を追加し、施設費の人件費 290 万 4000 円を減額いたしております。

歳入につきましては、繰入金 58 万 2000 円、繰越金 192 万 4000 円を追加計上いたしております。詳細につきましては水道課長より説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

説明を加えさせていただきます。

7 ページをご覧ください。歳出についてですけれども、1 款 1 項 1 目 2 節の給料から 4 節共済費ま

で、人事異動によります追加、給与費等についての追加となっております。

続きまして8ページをご覧ください。2款1項1目、これは建設改良費に計上しております分ですけれども、同じく2節給料から4節共済費までの職員の人事異動によります減額分についての額を計上させていただいています。各給与費の明細につきましては、9ページ、10ページの方に掲載をさせていただいています。

続きまして5ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。財源といたしまして、4款1項1目の一般会計繰入金58万2000円。そして、6ページの5款1項1目繰越金として192万4000円の、このふたつを財源として計上させていただいております。

1ページから4ページまでは、今説明しました内容の積み上げでございますので説明を省略させていただきます。以上です。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第12 議案第53号 平成29年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第13 議案第54号 平成29年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第14 議案第55号 平成29年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第15 議案第56号 平成29年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第16 議案第57号 平成29年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第17 議案第58号 平成29年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第18 議案第59号 平成29年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第19 議案第60号 平成29年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第20 議案第61号 平成29年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件

○議長（後城一雄君）

次に、日程第12、議案第53号平成29年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第13、議案第54号平成29年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第14、議案第55号平成29年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第15、議案第56号平成29年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第16、議案第57号平成29年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第17、議案第58号平成29年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第18、議案第59号平成29年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第19、議案第60号平成29年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第20、議案第61号平成29年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件、以上9議案を一括議題とします。会計別に説明を

求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 53 号平成 29 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、議案第 54 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 55 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 56 号平成 29 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 57 号平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 58 号平成 29 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 59 号平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 60 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、いずれにつきましても会計課長から詳細を説明いたします。よろしくお願ひいたします。

議案第 61 号平成 29 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件。これにつきましては、水道課長から説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願ひいたします。会計課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり会計管理者。

○会計課長（森隆志君）

それでは、町長に代わりましてご説明を申し上げます。

まず、説明にあたりましては、先に提出しております A4 サイズ 1 枚の表があります平成 29 年度東彼杵町会計別決算の状況（公営会計除く）、水道会計ですね。それと各会計別の主要な施策の成果に関する報告書、並びに監査委員から提出されております平成 29 年度東彼杵町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書に基づいて説明を加えたいと思います。

まずはじめに、A4 サイズ横 1 枚の表をお手元にお願ひしたいと思います。これについては 8 会計、水道事業を除いた 8 会計の数値が 2 段書きになっています。上段が平成 29 年度の決算額、下段は前年度の決算額です。

なお、単位未満四捨五入の関係で、主要な施策の成果に関する報告書の数字と一部数字が異なる部分がございますけども、ご了解願ひしたいと思います。

まず一般会計の数値を書いておりますけども、歳入総額が 51 億 210 万 4000 円、歳出総額が 49 億 9097 万円で、差引残 1 億 1113 万 4000 円であります。その内翌年度への繰越財源 2501 万 8000 円を差引いた実質収支、これにつきましては 8611 万 6000 円でございます。対前年度比 23.4%減でございます。

更に、実質収支から前年度の実質収支 1 億 1247 万 1000 円を引いた単年度収支、これにつきましては 2635 万 5000 円の赤字であります。これに財政調整基金の利子加蓄 83 万円を加えた実質単年度収支、一番右の段でございますけども、実質単年度収支も 2552 万 5000 円の赤字となっております。

次に国民健康保険事業特別会計ですが、歳入が 14 億 6449 万 7000 円、歳出が 14 億 323 万 2000 円、差引残 6126 万 5000 円です。これから前年度の実質収支 6019 万 2000 円を差し引いた単年度収支につきましては、107 万 3000 円の黒字となっています。

歳入は、対前年度比 18 万 3000 円の減、歳出では対前年度比 125 万 6000 円の減でありますけど

も、前年度とほぼ同規模の決算額となっています。

次に介護保険事業特別会計ですけれども、歳入 8 億 2361 万 8000 円、歳出 7 億 9724 万 1000 円であります。差引残が 2637 万 7000 円でございます。この実質収支から前年度の実質収支 3025 万 6000 円を差し引いた単年度収支は 387 万 9000 円の赤字ですが、基金への積立金 4259 万 4000 円がありますので、実質単年度収支は 3871 万 5000 円の黒字ということになりました。

次に公共用地等取得造成事業特別会計ですが、平成 29 年度は財産売却収入等の事業はありません。歳入 35 万 7000 円、歳出 4 万 9000 円、差引残の実質収支は 30 万 8000 円となりました。基金の利子相当額 4 万 9000 円の積立を行いましたので、実質単年度収支は 4 万 9000 円の黒字ということでもあります。

次に農業集落排水事業特別会計は、歳入歳出ともに 3661 万 3000 円の決算となりました。

次の漁業集落排水事業特別会計は、歳入歳出ともに 722 万 5000 円の決算となりました。ふたつの会計とも前年度より 45 万円前後の施設の修繕費が増加した形となっています。

次に公共下水道事業特別会計ですが、歳入が 3 億 2861 万 2000 円、歳出が 3 億 2668 万 6000 円、実質収支は 192 万 6000 円となりましたが、単年度収支は 27 万 7000 円の赤字となっています。歳入歳出とも、対前年度比約 15%の減でありますけど、建設費に係る補助事業の割当の減が主な要因となっております。

最後の列、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入 1 億 759 万 4000 円に對しまして、歳出 1 億 640 万 2000 円で、差引残が 119 万 2000 円、前年度の実質収支 101 万円を差し引いた単年度収支及び実質単年度収支は 18 万 2000 円の黒字であります。

以上、一般会計並びに 7 特別会計合わせました全会計の合計は、歳入 78 億 7062 万円に對しまして、歳出 76 億 6841 万 8000 円となりまして、差引残の形式収支は対前年度比 19.4%減の 2 億 220 万 2000 円となりました。

なお、翌年度に繰り越す財源は、対前年度比にしますと 43.7%減の 2501 万 8000 円となり、実質収支は 14.2%減の 1 億 7718 万 4000 円。これから前年度実質収支 2 億 644 万 1000 円を差し引いた単年度収支は、2925 万 7000 円の赤字となりました。また、全会計合計の実質単年度収支につきましては、対前年度比 76.5%の減でありますけど、1435 万 3000 円の黒字となった決算となります。

この表の説明は終わりまして、各会計ごとに、主な内容についてご説明を加えます。

まず、一般会計ですが、一般会計の主要な施策の成果に関する報告書で説明を申し上げます。

冊子の一般会計の主要な成果の報告書 134 ページをお願いします。

第 18 表、科目別決算推移状況の歳入でございます。一番右側の列が平成 29 年度であります。歳入の構成比の大きいものとしては、町税 7 億 7030 万 1000 円で、構成比が 15.1%。次の地方交付税が 19 億 7318 万 4000 円で、構成比 38.7%。国庫支出金が 5 億 9652 万 1000 円、構成比 11.7%。県支出金が 4 億 8253 万 3000 円で 9.5%。最後に町債が 3 億 5390 万 8000 円、6.9%となっています。

歳入合計では、国庫支出金の減が影響し、対前年度比 1 億 8397 万 7000 円、3.5%の減となっております。

次に、左の表の 133 ページをお願いします。

第 17 表でございます。これについては税目別決算推移を記載しております。一番右側が平成 29 年度の列でございます。

1 番の町民税は、対前年度比 1767 万 8000 円の 6.4%の増となりました。個人所得割は、対前年度比 593 万円の 2.5%の伸びとなりました。同じく法人税割も、対前年度比 1067 万 7000 円の 74.0%と大きな伸びとなっております。

2 番目、固定資産税につきましては、土地はほぼ横ばいですが、企業の増築による家屋の増、あるいは償却資産での設備投資の増がありまして、全体で対前年度比 3560 万 4000 円の 9.8%の固定資産の増額となりました。

戻りまして 119 ページをお願いします。表がありますけども、第 1 図、自主財源と依存財源を円グラフで記載しています。自主財源は、町税、繰入金、繰越金等で 28.9%。依存財源が、地方交付税、国・県支出金、町債等の 71.1%となっております。自主財源は、前年度より 1 億 2170 万 4000 円の増となりました。構成割合としましても、前年度より 3.3%の自主財源の増加をみております。

121 ページをお願いいたします。第 6 表には地方交付税の推移を記載しております。平成 29 年度が右側にありますが、対前年度比 7900 万円、3.8%の減となりました。75 歳以上の高齢者保健福祉費、地域振興費の事業費算入終了などの減が影響しています。7900 万円の減となっております。

121 ページの下段の方に、(9) 国庫支出金としておりますけども、決算額は 5 億 9652 万 1000 円で、対前年度比 1 億 7355 万 6000 円、22.5%の大幅な減となりました。前年度の保育所等整備交付金、平似田太ノ浦線改良事業補助金の皆減があります。それが理由であります。

122 ページの(11) 県支出金。決算額は 4 億 8253 万 3000 円で、対前年度比△87 万 4000 円のほぼ横ばいあります。

扶助費に対する県支出金の内訳は、127 ページの第 11 表については、扶助費の内訳としまして県支出金の割合を書いております。

また、普通建設事業への県支出金の充当内訳は、142 ページ、最後になりますけども、第 23 表の県支出金の充当額を掲げております。以上が県支出金の内容であります。

次に戻っていただき 122 ページ、(12) 財産収入の決算は、土地売却収入が影響して、対前年度比 2420 万 6000 円、57.9%の大幅な減となりました。

(13) 寄付金は、3587 万 6000 円の決算額で、対前年度比 2159 万円、37.6%の減です。ふるさとまちづくり応援寄附金の減によるものです。

123 ページ、(17) 町債であります。対前年度比 5992 万円、14.5%の減です。決算額は、3 億 5390 万 8000 円となっております。主な要因は、木場本線、平似田太ノ浦線、遠目中央線などの道路改良事業に係る町債の減によるものです。

次に歳出を説明したいと思います。135 ページをお願いします。135 ページには第 19 表性質別決算推移状況を書いております。

区分の 1 番の人件費から 6 番の公債費までの一番右側の列の小計が、33 億 5860 万 1000 円で、歳出に占める割合は 67.3%であります。前年度からしますと補助費等が増となっております。対前年度比 0.6%であります。1916 万円増加でございます。

それから 7 番普通建設事業費、8 番災害復旧事業費の投資的経費でございますけども、8 億 7579 万 9000 円で、構成比としましては 17.5%であります。普通建設事業費の補助事業の減が影響して、7 と 8 の小計では、11.0%減、約 1 億 865 万 8000 円の減となっております。

積立金につきましては、ページ戻っていただき、131 ページの下の表、第 15 表積立金の状況に記

載しています。これにつきましては、オフトーク通信施設財政調整基金、事業の完了等に伴いましてほとんどを取り崩しました。基金全体の残高は、一番右下にあります 17 億 6519 万 4000 円となり、対前年度からしますと 2 億 1083 万 7000 円の減となっております。

次に、132 ページにつきましては、10 番投資及び出資金・貸付金、11 番繰出金について内容を記載しております。のちほどご覧いただきたいと思います。

また、主要な施策の成果に関する報告書 118 ページ以降に、決算の状況について詳細に記載しておりますので、あとでご覧いただきたいと思います。

なお、財政構造につきましては、決算審査意見書、監査委員さんが提出されております意見書の 6 ページについて記載されています。

6 ページを見ていただくとわかると思いますけど、決算審査意見書、第 4 表、実質収支比率は 2.9% であります。前年度より落ちました。第 5 表の財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は 87.1% であります。前年度より硬直しております。収入に対する借入金の比率であります実質公債費比率、これにつきましても 12.5% と悪化しております。これにつきましては、交付税等の減が主な要因、それと公債費の若干の増が要因として挙げられております。一般会計を終わります。

次に国民健康保険事業特別会計、これにつきましては、主要な施策の成果をお願いいたします。3 ページをお願いします。歳入歳出決算状況についてを記載しております。

3 ページの歳入では、国保財政の根幹であります国民健康保険税について次の 4 ページに記載していますが、平成 29 年度も税率改定を見送りました。保険税総収入額は 2 億 582 万 4000 円。対前年度比 1.7% の減となりました。

歳入の保険税の説明に書いてありますとおりでございます。滞納繰越分、長期未納者の固定化によりまして、3934 万 1000 円の収入未済額があります。それと 230 万 9000 円の不納欠損が生じておりまして、二つ合わせて 2 億 582 万 4000 円で、収納率は 83.17% となっております。

戻って 3 ページの第 1 表歳入につきましては、それぞれを申し上げますと、増加した分については、国庫支出金が 3386 万 1000 円、県支出金が 1335 万 6000 円の増、共同事業交付金が 1818 万 2000 円の増となりましたが、一方、療養給付費交付金 1636 万 2000 円の減、前期高齢者交付金 4194 万円の減などとなっております。

下の表の歳出では、前年度に対しまして保険給付費は 1000 万 3000 円の増でありますけども、諸支出金 867 万 9000 円の減など、歳出全体では 125 万 6000 円の、0.09% の減となりました。

医療費のいくらかの伸びがあっておりますけども、国県支出金と共同事業交付金の歳入増によりまして、財政調整基金の取り崩しは今年度もありませんでした。

その他、国保事業の実績につきましては、8 ページから記載しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

次に介護保険事業特別会計ですが、同じく主要な施策の成果に関する報告書の 3 ページをお願いします。3 ページから介護保険についての決算の概要を記載しております。

歳入額並びに歳出額は先ほど会計別の決算の状況で報告しましたけども、この報告書 2 ページにありますけども、歳入歳出の表があります。歳入総額に対する主な歳入の割合につきましては、まず、介護保険料が 21.7% の 1 億 7800 万円程度あります。国庫支出金が 23.9%、1 億 9600 万円。支払基金交付金が 1 億 9800 万円、県支出金が 1 億 400 万円程度。繰入金が 1 億 1000 万円。これらのも

のが大きな歳入構成となっております。

歳出については、4 ページ、5 ページに記載しています。

4 ページの下段、主に保険給付費の決算額が6 億 7216 万 7000 円であります。その内訳としましては、5 ページに記載しております。まず、在宅サービスが 38.2%、2 億 5000 万円程度。グループホーム等の地域密着型サービス 19.6%、1 億 3100 万円。施設サービス 32.2%、これらが大きなウエイトを占めております。

また、地域支援事業費は6 ページの第4 表にその内容を記載しております。

その他事業実績につきましては、7 ページ以降に記載しておりますので、あとでご高覧いただきたいと思います。

次に公共用地等取得造成事業特別会計ですが、事業の実績はございません。土地開発基金利子加蓄の4 万 9000 円の支出のみでございます。

次に農業集落排水事業特別会計でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の2 ページをお願いいたします。

1 ページには決算の状況を記載しておりますが、歳入につきましては一般会計からの繰入金が二つあると思いますけれども、営業外収益の繰入金、それと資本的収入の繰入金、合わせまして 2963 万 9000 円でございます。歳入総額の 81.0%が繰入金でございます。料金収入は 687 万 2000 円で、18.8%の割合でございます。歳入全体では、対前年度 45 万 7000 円の増であります。

なお、ここには書いておりませんが、決算書の方で、後でご覧願いたいと思っておりますけれども、使用料で 1 万 2000 円の収入未済があります。

歳出につきましては、支出の方、決算の状況、2 ページの支出の方にありますけれども、営業外費用、資本的支出、同じく償還金が元利に利息があります。合わせまして 2675 万 7000 円の償還の元金、利子、歳出総額 73%を占めておりまして、この会計としましては、総じて維持管理業務主体の事業費となっております。

3 ページ以降に事業実績を記載しておりますので、後でご確認ください。

次に漁業集落排水事業特別会計でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の2 ページをお願いいたします。歳入の主なものは、農集と同じく一般会計からの繰入金、営業外収益の繰入金、資本的繰入金、合わせまして 458 万 8000 円で、歳入の 63.5%を占めています。

料金収入につきましては、上の方に 263 万 4000 円でございますけれども、ほぼ前年並みあります。36.5%であります。

右の列の支出の欄ですけれども、歳出も 722 万 5000 円で、汚水処理費並びに一般管理費の 383 万 4000 円営業費用と、借入償還金、利息と元金合わせまして 339 万 1000 円でございます。前年度と比べると、これも 43 万円程度の増、主に修繕費でございます。

3 ページ以降に事業実績を記載しておりますので、後でご確認ください。

続きまして公共下水道事業特別会計でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の4 ページをお願いいたします。歳入総額は 3 億 2861 万 2000 円となっております。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金、二つあります。営業外収益と資本的収入の繰入金、二つ合わせまして 1 億 5073 万 1000 円。次にくるのが国庫負担金 5300 万円、それと町債 7060 万円となっております。なお、決算書でご確認願いたいと思っておりますけれども、使用料で 36 万 3000 円、また、

受益者負担金で 182 万 5000 円の収入未済額が生じております。

4 ページの表に戻っていただき、歳出の表でございますけど、3 億 2668 万 6000 円。主な内容は、建設改良費 1 億 6693 万 6000 円が大きな構成で、50%を占めております。

償還金は利息、元利、二つを合わせまして 1 億 858 万 4000 円であります。以上が主な内容であります。

なお、6 ページ以降に事業実績を記載しておりますので、後でご覧願いたいと思います。

次に後期高齢者医療、最後の特別会計であります。主要な施策の成果に関する報告書の 3 ページをお願いいたします。決算の状況ですが、被保険者から徴収しました保険料、歳入の表の一番上でございますけども、保険料 6179 万 9000 円と、一般会計からの繰入金 3858 万 9000 円が主なものであります。

歳入総額は、対前年度比 8.4%、831 万 6000 円の増となっております。なお、保険料で 3 万 1000 円の収入未済額があります。

次の下段の表、歳出の表でありますけども、長崎県後期高齢者医療広域連合への納付金、これがすべてであります。9797 万 1000 円で、92%の構成割合であります。歳出全体では、対前年度比 8.3%増の 813 万 5000 円の増となっております。

なお、6 ページ以降に事業実績を記載しております。あとで確認ください。

最後になりますが、監査委員さんからの決算審査意見書の総括意見の中で、ご指摘を何点かいただいております。ご指摘を真摯に受け止め、更に事務処理の適正な執行に努めていきたいと思っております。

以上、一般会計並びに各特別会計の決算概要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、然るべきご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

水道事業会計に関しての説明をいたします。まず、平成 29 年度より東彼杵町の水道事業にしましては、28 年度までの簡易水道を全て統合いたしまして上水道事業としてスタートしております。その関係で、公営企業として決算のスタイルを取り入れております。平成 29 年度から決算報告の様式等のスタイルが変わっておりますので、若干分かりづらいところがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず、決算の資料といたしましては、平成 29 年度決算資料というものがひとつと、もうひとつが東彼杵町水道事業会計決算書及び付属書類の二つに分かれますので、まず決算資料から説明をさせていただきます。

決算書及び付属書類の 12 ページをお願いいたします。こちらに平成 29 年度の水道事業の概況を記載をさせていただいております。この中に記載しておりますのが、平成 29 年度における東彼杵町の上

水道の給水状況を記載しておりますけれども、給水区域内の人口が 8077 人、98.45%にあたります 7952 人に給水をしております。年間の配水量が 109 万 5938t で、前年度に比べ 3 万 5253t 減少しております。年間の総有収水量は 80 万 4074t で、前年度に比べ 1374t 減少しておりますけれども、有収水率は、前年度に比べまして 2.2%増加し、73.4%となっております。この有収水率の改善につきましては、基幹改良事業等によります老朽管の更新等の効果によりましてアップしたものと思っております。

次に経営の状況でございます。1 ページにお戻りください。1 ページと 2 ページ目に収益的収入及び支出についての記載をしております。このページにつきましては消費税込の記載となっております。

収入の第 1 款水道事業収益の決算額につきましては、決算額 2 億 8447 万 6817 円。そして、下段、支出ですけれども、第 1 款の水道事業費用は 2 億 3508 万 1143 円となりまして、結果、消費税込の収支差し引きにつきましては、記載しておりませんが 4939 万 5674 円の利益が生じております。

続きまして、3 ページ 4 ページ目をご覧くださいと思います。こちらが資本的収入及び支出となります。こちら消費税込の金額を記載しております。

収入の第 1 款資本的収入につきましては、決算額が 3314 万 5200 円となっております。内訳としましては、工事負担金、これは繰入金になりますけれども 2184 万 4080 円。そして補償金としましては、水道管の移設補償になりますけれども、1130 万 1120 円となります。

下段の支出についてですけれども、第 1 款の資本的支出の決算額としまして、6633 万 8308 円となります。第 1 項の建設改良費につきましては、公共下水道事業に伴います千綿宿の下水道工事の水道管移設工事及び橋ノ詰地区水道管移設工事、町道改良工事の里一ツ石線の水道管移設工事及び中尾本線水道管布設工事の水道管移設工事の工事請負費としまして、3359 万 4534 円という結果となっております。第 4 項の企業債償還金につきましては、企業債の元金分としまして 3274 万 658 円を支出をしております。

第 5 項の財政調整基金につきましては、利子加蓄分としまして 3116 円となっております。また、翌年度繰越金につきましては、地方公営企業法第 26 条の規定によりまして、6 月の定例議会の方で繰越計算書の報告をいたしましたとおり、里一ツ石線の水道管移設工事 2 工区の工事費を計上しております。146 万 5000 円です。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、この 4 ページの下段の方に記載しておりますとおり、補てん額の説明をしておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、5 ページ 6 ページをご覧ください。こちらに損益計算書をあげておりますけれども、損益計算書につきましては、消費税抜の経理となりますので、税抜表示になっておりますので、ご注意くださいと思います。

損益計算書につきましては、この水道事業、営業成果が何によって稼いだのかということをご覧いただきたいと思っております。

一番下に経常利益を計上しておりますけれども、3472 万 1072 円の黒字決算となっております。

6 ページの方に特別利益としまして 1417 万 8549 円。特別損失としまして 206 万円が発生しておりますので、当年度の純利益は 4683 万 9621 円となり、この額を 29 年度の未処分利益剰余金として計上しております。

次に、7 ページ 8 ページをご覧ください。こちらの方に貸借対照表を掲載しております。こちらでも消費税抜になっております。こちらの方で、平成 29 年度末、3 月 31 日現在の水道事業の資産の規模、現状について表示をしております。資産の合計額が 28 億 5112 万 2218 円。

そして、右側が負債と資本の部になりますけど、負債合計が 25 億 1445 万 271 円。資本の部が 3 億 3667 万 1947 円ということで、左側の資産の部と右側の負債、資本の部との内訳を表示をしております。

続きまして、9 ページ 10 ページをご覧ください。先ほどご説明しました剰余金の内訳をこちらの方に記載をしております。11 ページの方にこの剰余金の処分計算書を記載をしております。

剰余金の処分につきましては、条例によってその処分率について定めておりますので、平成 30 年度において減債積立、利益積立、建設改良積立の条例の定める率によりまして、この今マイナス表示していますが、この金額で処分を予定をしております。

先ほどご覧いただきました 12 ページ以降は、平成 29 年度の事業の内容について記載をしております。そして、17 ページから水道事業のキャッシュフローの計算書ということで、これは現金の、資金の動きについて表示をしております。

19 ページ 20 ページにつきましては、固定資産の明細。

21 ページから 24 ページにつきましては、企業債の明細。そして、25 ページからは、各収益的収支及び資本的収支の明細について記載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、34 ページに平成 29 年度の決算に係ります注記を記載しておりますけれども、貸借対照表におきましての注記です。これは公営企業への移行を行った初年度のみに生じることになりますので、敢えて注記ということで説明をさせていただいております。29 年度に繰り越し、水道事業を公営企業に引き継いだ工事の完了によります有形固定資産です。これの取得に伴う資本金訂正を行っておりますので、当初 1 億 260 万 7000 円の資本金を計上しておりますけれども、追加を行いまして 1 億 2195 万 4784 円を増額し、合計の 2 億 2456 万 2562 円を資本金として計上しております。

あと、決算資料という分に関しましては、今ご説明しました各財務諸表の年度別の比較等ができるような形での資料として付けておりますので、こちらの方については決算書をご覧いただく時の参考資料としてご覧いただければと思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

それでは、ここで滝川代表監査委員出席のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 17 分）

再 開（午後 0 時 18 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

はじめに議案第 53 号の質疑を行います。質疑はありますか。9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

決算書の一般会計歳入歳出、教育費 193 ページ 10 款 1 項 1 目、そこに不用額が出ております。

29年度の不用額が約1813万円計上されております。28年度も不用額が2365万円。毎年、28年度も29年度も多額の不用額が発生しています。%においてもかなりの割合を占めております。なぜ、このような毎年不用額が発生をしているのか説明を求めたいと思います。

○議長（後城一雄君）

滝川代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

質問の趣旨を確認させていただいてよろしいでしょうか。28年度も29年度も多大な不用額が出ている、その理由ということをお尋ねでございましょうか。

○——△——

——△——△——

その件につきましては、意見書の中にも述べておりますが、その理由としては監査委員としては周知しておりません。申し訳ございません。お答えできないところでございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

これは監査委員ではなくて、では説明を求める時期は、ここは監査委員の説明を求める場所ですよ、ここは。教育長に求めることはできないんですか。町長か。もし説明してもらえればこの機会に説明を求めたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

全体的なことなんですけど、決算額が今見てもらえればわかりますけども、一般会計だけで見た場合でも1億1000万円の、予算が53億円、支出済みが49億円ですから約50億円の決算。そして翌年度繰越が約2億円、不要額が1億1000万円出ております。これは、どうしても各款項目あるんですが、そこで執行残が出るんですよ。いわゆる100万円としたのが90万円できたということで10万円残ります。そういうお金がずっと残ってきます。本当はその都度補正で減額した方が良いでしょうけど、それでは決算で見えませぬので、逆にある程度決算の残が残ったということはそれだけ努力をしたということです。もちろん使っていないような予算は監査委員さんが指摘をされたように、それは全く怠慢ということになります。執行をして残ったという場合は努力をして残った。特に工事請負などは1億円の場合で1000万円残る場合が多々あります。そんな積み上げがいっぱいありまして、普通の経常的な経費でそんなに残るのは相応しくないんですけども、入札とか見積もりとかそういう業務、相手がいるような歳出につきましては、必ず不用額が、執行残ということで残っておりますので。中には、議員もご指摘をされると思いますけど、逆に執行せずに残ったというものがあります。それは十分反省をしなければなりません。そういう問題以外には不用額が出るのが、どうしてもこれはやむを得ないというところでありまして。よろしく願います。

○議長（後城一雄君）

他に、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

議案第 53 号に対する質疑がないようですので、これで議案第 53 号の質疑を終わります。

それでは、次に議案第 54 号から議案第 60 号までの質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで議案第 54 号から議案第 60 号までの質疑を終わります。

それでは、次に議案第 61 号の質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで議案第 61 号の質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長と議選の監査委員である岡田議員を除く 9 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長と岡田議員を除く 9 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることに決定しました。

ここで決算審査特別委員会の名簿配布及び滝川代表監査委員退席のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 25 分）

再 開（午後 0 時 26 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 26 分）

再 開（午後 1 時 39 分）

○議長（後城一雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩をいたしますので、委員会条例第8条第2項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後1時40分）

再　　開（午後1時44分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。

決算審査特別委員会の委員長に吉永秀俊君、副委員長に浪瀬真吾君に決定いたしました。

日程第21 議案第62号 町営バス1号車購入について

○議長（後城一雄君）

次に日程第21、議案第62号町営バス1号車購入についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第62号町営バス1号車購入について。

町営バス1号車購入について、議会の付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得の目的が、町営バス1号車の購入。予定金額が、856万4400円でございます。購入先が、長崎県長崎市小瀬戸町809番地33、三菱ふそうトラック・バス株式会社、九州ふそう長崎支店長 川久保 忠雄でございます。

提案の理由といたしましては、町営バス1号車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第62号について説明させていただきます。

平成16年4月1日から町バスを運行し、地域住民の交通手段の確保に努めております。バス4台により5路線を運行。バス4台のうち16年当初から運行してきた1号車が、14年を経過、走行距離も63万kmを超えており、新規購入により更新を行うものであり、取得価格が議会の議決に付すべき契約及び財産、若しくはその動産の買入れに当たるため議会の議決を求めるものであります。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから、質疑を行います。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今回、平成16年に購入した町営バス第1号を買い替えるということですが、今お話を聞きましたら、63万kmという常識的にはあまり考えられない相当な距離を走っての買い替えとなっておりますけれども、残りの車、3台についての状況はどういう状況にあるのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

2号車につきましては、15年登録車を更新しております、28年登録車となっております。ただ、3号車が16年登録車ということで、1号車と同じような状況となっております。4号車は平成21年度登録したというところがございます。走行距離については調査をしておりません。すみません。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

これよりも古い車があるということなんですけど、これはやはり監査委員の意見書にもありますように、もう少し早めに買い替えを検討した方が良いのではないのでしょうか。例えば、私も聞いたところによりますと、2台ほど昨年乗車口の、お年寄りが乗るための乗車口の出入の入り口が故障をしたということで、何日か運行ができなかったということを知っておりますので、そこら辺は運行をされる委託先とよく話し合いをされて、早め早めの購入をされた方が良いのではないかと思うんですが、町長の意見はどうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、お話があったステップの不具合は1号車でございます。その時修理をいたしております。そして、走行距離が63万kmとなっておりますけど、これはどうしても運送法に基づくものは常時走行いたしますので、タクシーなども70万kmはざらという話は聞いております。しかし、それに甘えることなく定期的に、やはり何キロかある程度めどを付けながら買い替える時期を見定めていかなければと思っております。今後ともその点のところは注意をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今回は、町営バスということなんですけども、今後、一昨年からは運行していますスクールバスも、やはりスクールバスに限りましては子どもを乗せる車ですので町営バス以上に早めの検討をする

べきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは当然子どもたちの命を守らなければなりませんので、それは当然それ以上に、もちろん町民も一緒ですけど、同じような管理を努めてまいろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 62 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 62 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 62 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 62 号町営バス 1 号車購入については、原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 63 号 東彼杵町教育長の任命について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 22、議案第 63 号東彼杵町教育長の任命についてを議題とします。局長に議案を朗読させます。事務局長。

○事務局長（有川寿史君）

議案第 63 号東彼杵町教育長の任命について。

次の者を東彼杵町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めらる。

1 任命する者の住所氏名等、住所 東彼杵町駄地郷 30 番地 2、氏名 加瀬川 哲文、生年月日 昭和 28 年 4 月 26 日生。平成 30 年 9 月 4 日提出、東彼杵町長 渡邊 悟。

○議長（後城一雄君）

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 63 号東彼杵町教育長の任命についてでございます。

先ほど朗読いただきましたとおり加瀬川教育長は、全国でコミュニティスクールをやっていますが、文科省の中でもまだ 15%の市町の教育委員会が取り組んでおりますけれども、それを先駆けて取り組むなど積極的にやっておられます。人格は高潔で教育路線に関しまして識見を有されておまして、わが町の教育委員会、教育長として適任と認められますので、引き続き任命をしようとするものであります。よろしく申し上げます。

任期が、平成 30 年 10 月 1 日までが任期でございますので、平成 30 年 10 月 2 日から平成 33 年 10 月 1 日までの任期でございます。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 63 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 63 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 63 号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（後城一雄君）

ただいまの出席議員数は 10 名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番議員、岡田伊一郎君、4 番議員、前田修一君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（後城一雄君）

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（後城一雄君）

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を氏名を読み上げますので順番に投票願います。

○事務局長（有川寿史君）

それでは読み上げます。1番、堀進一郎議員、2番、吉永秀俊議員、3番、岡田伊一郎議員、4番、前田修一議員、5番、口木俊二議員、6番、立山裕次議員、7番、浪瀬真吾議員、8番、森敏則議員、9番、大石俊郎議員、10番、橋村孝彦議員。

○議長（後城一雄君）

投票漏れはありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

3番議員、岡田伊一郎君、4番議員、前田修一君、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（後城一雄君）

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成 6 票、反対 4 票。以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第 63 号東彼杵町教育長の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開けます。

日程第 23 議案第 64 号 東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 23、議案第 64 号東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 64 号東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由といたしましては、東彼杵町立千綿中学校及び東彼杵町立彼杵中学校を閉校し、新た

に、仮称でございますが東彼杵町立東彼杵中学校を設置するにあたり条例の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

内容等につきましては説明を省きますけど、今回の統合につきましては、子どもの未来を考えまして、子どもたちが今からの時代を生き抜くためにどうあるべきかということで、活躍できる場、それが学校と考えております。今回のこういう統合というのは、我々の責務ではないかと考えております。子どもの目線で考えていかなければならないと思っております。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

今回やっと議案が提出された、上程されたのかなと私は思っております。提案理由の中に、子どもたちの未来を考える、そして活躍できる場としてこの統合を踏み切ったということでございますが、昨日、一般質問の中で、具体的な合併までの準備等をいろいろと質疑があったようでございます。その中で学校名がとりあえず、資料によりますと仮称として東彼杵中学校ということでされております。

また、町長の答弁の中で、今年度中に校歌も準備するようなお話がありましたが、校名が決まっていないのに校歌が果たしてどうやってできるのかなという疑問が1点。その後、校章、校訓、制服等の問題があるかと思えます。それぞれ時間をかけて子どもたち目線ということであれば、校歌にしても子どもたちに作詞作曲に挑戦する、先生と一緒にするとか。あるいは校章についても子どもたちのデザインを採用、皆からいろいろなデザインを出していただいてその中から選定をするとか。また、校訓についても子どもたちと一緒に考える。制服については、特に女子生徒に関しましては少し希望があるのではないかなと思っております。そういったところを考慮しての統合の準備というような形にやって欲しいなと思っておりますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、質問がありましたとおり、校名は、確かに校名がなければ校歌ができないわけです。校名ができれば、校歌ができた段階が当てはめてきますので、校名をおいておけば、校名を使う歌詞だったらそれを使えると思います。ただ、校章とか校歌とか時間的に厳しいですので、教育委員会は一生懸命頑張ってもらってやるしかないわけです。それはやはり開校するからには、校歌がなくては非常におかしいという気持ちは持っております。

校訓につきましては、昨日説明しましたとおり時間がございますので、それはもう少し一定時間過ぎてからも十分、校訓は私はできると思います。校風というのができ上がってくれば、統合して1年ぐらいして、その辺で校訓を出しても良いかなと思っております。ただし、必死になって校歌と校章というのは、是が非でもやりたいと考えております。

今おっしゃった女子生徒の服とか全員の体育、体操服等につきましては、2年生3年生に進級される方につきましては、町の方でなんとか、負担になりますので、助成できないかと考えておりま

す。議会の方にもお願いをしなければなりません。1年生につきましては、差がありますけれど、いずれにしても進級した場合には、中学校の制服を揃えなければなりませんので、それは今までのとおり考えておりますけれども、いろんなご意見を聞きながら、どうしても無理であればいくらかでも助成できればと考えております。まだまだそこまでは考える暇がございませんので、今回はその校訓、校章等を一生懸命やりながらやっていこうと思っております。

他の記念誌とかそういうものは実態的に2年位かかっていますので、それは十分後でもやっていけます。

もちろん、閉校式等につきましては当然やらなければなりませんので、それは例年のとおりではないかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

それでは、校名の公募の時期はいつなのか。これによっていろんなところがずっと、校章にしても、名前に合ったデザインを作らなければいけないということになるんですね。ですから、校歌にしても、私は1年ぐらいいは2校の学校を歌っても良いのではないかと思うんですよ。それぞれ千綿中学校の生徒が彼杵中学校の校歌を歌う。また、彼杵中学校の生徒が千綿中学校の校歌を歌う。1年ぐらいいは二つの学校が一緒になるんだから、記念として二つの中学校の校歌を歌わせると。子どもたちにとっても非常に心に残る年度というか、そういった思い出になる年ではないのかなと思っているんです。

したがって、校歌もそんなに急がなくて良い。まだ校名もじっくり考えて良いという私の考えなんです。そうしたほうが、子どもたちが、在校生あるいはこれから入ってくる小学生等も含めて公募というのを、ちょっと幅広く時期を持っていただいて、そして校名を決めていただく。その後順次、校名、校訓、そして体操服に貼る校章、そういったところもじっくり構えていった方が良いのではないかなと思うんです。在校生の今の1年生2年生が今度2年生3年生に上がるんですが、それでもやはり違ったイニシャルを付けていても良いんじゃないかなと思うんです。2年間ぐらいい。1年生は2年間、2年生は1年間付けるんですが、新たな制服まで準備する必要はないと思います。そういったことが統合したんだなという実感がわくのではないかなと思うんですがいかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いろんな考えがあろうかと思えます。確かに、校歌もそういう意見もあるかもしれません。そういうことで作業部会などを作り、保護者などの意見を大事にしながら子どもたちの意見をすくい上げて良いのかどうなのか、その辺をお願いしようかと思っております。

行政が、教育委員会が、役場が介入してあだこうだというのは全くやめようと思っております。任意で任せて、もちろんスケジュール管理はしなければなりませんけども、極力やるということで。どうしても、どうしてもできない場合は、議員がおっしゃるような両校の歌を歌うということも、保護者の同意が得られれば良いかなと思います。基本、やはり校歌、校章があって新たな学校と思っておりますので、そういうことで進めさせていただこうかと思えます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

是非、冒頭に町長がおっしゃった子ども目線でいろんなことを考えていただいて、この統合に向けての準備をしていただきたいということを希望します。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

この条例が 31 年 4 月 1 日から施行するとなっていますけども、問題は、6 月の議会の時もそうでしたが、4 月 1 日に開校が間に合うんですか、教育委員会として。そこら辺をお聞きします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

先ほど、町長の方からも作業部会等の話し合いの中でというのがございましたけども、もう早速、本日決定することができましたら、作業部会等の詳細について協議をし、諸々の準備の段取りを 4 月 1 日に遡って逆算しながら推進をしていこうということで、間に合う、間に合わないにかかわらず、間に合わせるように努力をしていきたい思っております。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そうであるならば、一番最初に決定しなければならないのは何ですか、校名でしょう。校名が決まらなると文科省にも届け出ができませんね。ですから、先ほど町長は、校名を公募するという話を昨日からされているんですけど、私ははっきり言って校名は決めた方が良いと思いますよ。それが真っ先ではないですか。ただでさえ作業が詰まっているのに、校名をまた公募するとなれば、またその期間が要るわけですよ。

はっきり申しまして、校名については、例えば、大村みたいに 6 校も何校もある所はいろいろな意見があるでしょうけども、近隣の波佐見町は 1 校です。川棚町も 1 校です。そしたら波佐見中学校でしょう、川棚中学校でしょう。東彼杵町ですから東彼杵中学校で良いんじゃないですか。私は、公募をするような時間があるのかと、校名を公募するような。ただでさえ教育委員会としては切羽詰ったスケジュールの中でやっているのに、真っ先に決めなければいけない校名を今から公募するというのは、ますます、私は 4 月 1 日に向けての作業が遅れると思うんですが、教育長どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

まず、学校名につきましてですけど、当該議案につきましてご承認をいただきましたら、広く町民、児童生徒も含めてご意見を聞くような機会を作りたいと思っております。

それから、手続きにつきましては、新しく学校を設置する場合には、長崎県教育委員会の方に学校設置届けの必要があります。これについては、許可制ではなくて届け出になっておりますので、条例の一部改正後速やかということでもあります。

現在考えているスケジュールでいきますと、当該議案の中では仮称ということをお願いをいたしておりますので、この後正式に学校名が決まれば、再度東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例を議会の方にお願いをいたしまして、その後、長崎県教育委員会の方に新設校のスタートまでに届け出をするという手続きが必要になってきます。

他の協議事項につきましては、昨日の一般質問でご質問いただいた中で、新年度の学校関係の予算、あるいは教育計画、公務文書、通学関係のスクールバス問題につきましては、特段、学校名が決まっていなくても事務は進めていける部分がありますので、来年4月1日の開校に向けて、スピード感を持って取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

仮称東彼杵中学校、敷地を位置、東彼杵町蔵本郷 1666 番地。昨日の一般質問のお答えの中で、教育委員会から出た中学校の位置が暫定的ではないというはっきりとした町長のお答えがございました。恒久的にここを使われるんですか。

あの場所は、町内でも商工業の最適の場所ではないですか。前回の 60 年の中で、合併後 60 年の中で 2 回目の統合問題。前回の時は、今、統合グラウンドに様変わりしていますけど、ああいう所に持ってくるのが一番最適ではないんですか。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

統合グラウンドも検討いたしました。そうしたら、金額的にはとても償還できないような金額になりました。あそこに持っていきますと、教育委員さんの案もあったんですけど、統合グラウンドを中学校のグラウンドに併用して、横に校舎を造ったらどうかという話がありました。そうなりますと、校舎を造ることはどこにいても一緒なんですけど、もちろんプールも含めて校舎を造るわけですけど、そこに行く道路も整備しなければなりません。今のままではとても道路は離合できませんので、これに相当な金額が要ります。そしてまた、代替施設のナイター施設が整ったグラウンドを別の所にまた確保しなければなりません。とても対応できるような財政力がございませんので、今ある施設を利用するというのが基本で、経費を少なく掛けて子どもたちに負債を残さないような方法で統合できたらと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

私が、統合中学校の位置を前回はあそこだったと説明したんです。今回はもっと近くにあるのではないですか。旧なんとか女学校、県の土地が。あそこには水道の工事である程度のお金もかけた。県の土地ならば、県に手を廻してあそこを整備して、統合中学校をあそこにもって行くべきでしょう。恒久的に本当に彼杵にもっていくんですか。悪いけど、そのことの発想自体が物凄くおかしいと思う。これは私の考えですけどいかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

女子学園の跡地となりますと、これも道路も整備をしなければなりませんし、子どもたちが学校から帰る手段、先生達が車を持たない、免許を持たない先生もいるかも知れません。あそこまでの手段をどうするのか。そうなれば今からは国道沿線上に近くにしないと、とてもああいう離れた所では子どもたちが可哀想でございます。今からはそういう問題が出てくるかと思えます。

いろいろ考え方があろうかと思えますけども、私は、現在ある耐震化がすすんでいる施設、それを使えるわけですから。まだ今 37 年ぐらい経っておりません。使えますから、それを使って最小限の経費で統合をしよう。そして、余裕が出た資金等につきましては、これから空調や冷暖房施設を導入とか、逆にそっちの方を優遇して、子どもたちの勉強する環境を整備した方が私は良いかなと考えています。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

前回の時に新しくできたのが千綿中学校です。あの時にどのような思いであの千綿の人たちが、有志の方が努力なさって完成なされたのか、まだご存命です。その人達はあの時費やした汗とその価値を十分知っていますよ。そのことも十分にお考えになってご提案をいただきました。以上です。

○議長（後城一雄君）

回答ありませんか。

○——△——

いません。

○議長（後城一雄君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

いろいろ話を聞いておまして、それぞれいろいろな意見はあると思います。学校名の問題、場所の問題、それぞれ意見はあると思いますけど、今一番大事にして考えなくてはいけないことは、来年の 4 月 1 日に開校できるためにどうしたら良いのかということの主眼において議論していただきたいと思います。

おっしゃるように、まず大事なものは名前、学校名。これをまず決めないと登録等ができませんから、これもなるべく簡潔にできるような方法で、例えば公募などの方法でやればいろんな意見が来ると思いますよ。ですから、ここら辺ももう少し簡潔な形で、代議員か何かの選定委員を作って、

なるべく早い時期に決まるような形を作る。

それと、今、前田議員がおっしゃっていることも理解できます。しかしながら、今の態勢でいけば、ほぼ大方がこの中学校の統合に関しては賛成という意見がありますし、また、教育委員会の提言書の中にも、5年間限定で彼杵中学校で、5年後にその場所については考え直すというくだりもありましたから、ここはひとつそこら辺も加味して、やはり来年4月1日に統合をできることを最大の目標としてやっていくべきだと私は思っております。そういう方向でいていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう考え方で、公募といいながらどの程度やるのかは教育委員会で専門部会などを作りながら、最短でいける方法。あるいは区長さんなどに流しますけど、そんなに公募したってたくさん名前が来るかどうかわかりません。いろんな賛成の方もいらっしゃるだろうし、反対の方もいらっしゃいます。しかし、ここは公募をして、出た限りの中で、保護者の方にも相談をしながら、どういう学校が良いのか。

今挙げております仮称の学校でも良いのではないかという意見が相当あるかもしれません。そういうものを皆さんに諮ってまいれば、早いうちに名前が決めることが可能かと思っております。幸いに、区長会も間もなくありますので、可決いただければそういう話をしなければなりません。そして、早めに校歌も校章もスムーズに設置できますように懸命に努力をしたいと思います。

本当に今議員の意見がありますけれど、基本は少子化なんです。今、子どもたちが、お渡ししましたけども昭和30年代ぐらい、この時には人口も彼杵町、千綿村という地域も7000人、6000人とおりました。五分五分でいたんですけど、今、平成30年の人口比率で見ますと6対4ぐらいの、もうちょっと下がりますけど、そのぐらいの比率になっております。そして、2060年の、この人口ピラミッドをやっておりますけども、本当に真剣に考えてもらえば、今8000人の人口が5000人に減るわけです。そしたら、財政的なものとか、いつも言っております重高齢化社会ということをお私言っておりますけども、75歳以上の方が高齢者のうちの7割ぐらいを占める時代が、あと20年ぐらいでやってきます。そうしますと誰が負担をするのか、負担をする人がいません。50%以上の高齢化率です。そうしますと、そこに負債を残すと、とてもやっていけません。本当にやっていけるのかグラフやデータを見ながらしておりますけども、本当に心配しております。

これから、今、例えば昭和30年ぐらいは子どもたちが年間に338名ぐらい生まれております。平成2年ぐらいになりますと139人。そして、2040年が年間31人生まれる予定です。そして、2060年は13人しか生まれません。そうしますと学校が成り立ちません。これは本町だけ、1校だけで成り立つのかという問題がございます。そうなりますと、なぜこれが手遅れになったかと言いますと、これは女性の差別ではないんですけど、20歳から39歳の女性の人口、これが昭和30年には2000人ぐらいいらっしゃったわけです。平成2年にいきますと半分になりまして1200人。そして、平成27年は532名、2040年は272名、2060年には185名ということで、赤ちゃんを産む人が一桁台に、1割ぐらいの台になっております。そして、その方が全部結婚して全て赤ちゃんが産まれるとしますと人口も増えるわけですけど、その内の半分ぐらいしか結婚されません。長崎県で一番結

婚率が低い町ですので、本当にどうすれば人口増になるかということを考えておりますけど、なかなか妙案はございません。そうなれば早く子どもたちの教育関係を整えて、別の手段で、施策で何かやるべきではないかということで、まちづくりもこれからまた違う戦略で考えていこうと思っておりますけども、いろんな町民皆様一丸となって、この町を消滅させないような取り組みをみんなでやっていくような気持ちになって欲しいと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他に。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

本日、提案がございましたけど、もともと町長は、積算がなかなか積み上がらないから出せないとおっしゃったんですが、例えば、年度当初に提案されて、後ろを切って、決めてしまっただけで追いかけて作業をするということはできなかったんですか。もっと早く提案できるように。今、9月に出示されましたよね。例えば、3月か6月までの後ろを切るんですね、来年の4月には開校と決めて。決めてあるなら、もっと前もって並行して作業ができなかったのかなと。

町長は積算ができないから6月はまだ出せないとおっしゃった気がするんですが、その辺の方法は考えられなかったのか。

だから、職員も仕事をしながら統合の問題もタイトなスケジュールになる。さっきおっしゃったように校歌とか校訓とかも追われてくるとなれば、もうちょっと余裕があればじっくり考えてできたのではないかなと判断するんですがいかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私は、教育委員会のご苦労いただいた教育委員皆様たちが、各保護者などにアンケートをされるとか、地区を回られたということで、その提言が3月末で終わって4月5日に私のところに提言があったわけです。確かに彼杵中に暫定的に統合して、5年間検討してどこかに移ろうということで提案がっております。その提案がありましたけども、財源の裏づけというのが全く試算が出ておりませんでした。いくらかでも、例えば、新築の場合どれくらいだとか、ここに行った時はどのくらいというくらいがあつて欲しかったんですけど、これは私も、教育委員会も手落ちだったんですけど、それが全くなくて、委員さんとの意見を聞いた中では全くそこら辺の財源がありません。

もちろんそういう検討はしておりました。検討はしておりましたが、具体的にどうだこうだということで全く回答がなくて、ようやく4月に提言を貰いまして、そして教育委員会に積算をなさいということで、いろんな、何回か、2か月ぐらいかかりましたけど、いろんな検討をしましてようやくでき上がってきたわけです。それで検討したのが彼杵中にした場合、千綿中にした場合とか、あるいは新しく造った場合とか、町民グラウンド辺りに行ったらどうだということで概略試算をいたしました。その中で別の所に新しく造るとなると、起債制限比率というものがあつて、18%オーバーしたら起債事業が全くできません。本当に遅すぎるなと思いました。もっと、やはり20年ぐらい前とかに統合すべきだったんですけど、時期を逸しているなど。本当に統合できるかと、できないのではないかという話も一度したこともあるんです。その辺で積算をいたしまして、これは新たに新築をするというのは無理だと考えております。

したがいまして、今ある施設を使おうということでやっております。それで経費が一番安くなる。千綿中はバスは登りません。下で良いではないかと話もありますけども。やはり反対側からもありますので、その辺の道路の整備をした場合どのくらい掛かるかという試算をいたしております。そういう計算をしながら、そして、スクールバスの話もしております。学校で、多い子どもたちを少ない方に運ぶのが良いのか、少ない子どもたちを多い方に運ぶ方が良いのかというのは、算数でわかりますので、少ない子どもたちを運んだ方が有利ですので、彼杵中の方が、これからも将来的に人口は減りますので、子どもたちのためには彼杵中が一番ベストだなと考えております。そういうことです。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

それもそうなのですが、私が言うのは、来年の4月1日から開校と町長は決断されました。しかし、その前にも、千綿の農村環境改善センターで説明があった時も概略が出ていたんですよ、新しくできた、彼杵中学校にする、千綿にする。そういうのが出ていたのだから、私がなぜそれを聞くかというのは、町長は以前、間違っていれば訂正してください、政治生命を掛けてでもやるというような私はニュアンスで受け取ったんですよ、もっと前に。だから、提言を受けたら議会も6月にでもという話があったから、積算を並行してしながら、6月に出してとにかく後ろを切るんだと。背水の陣で行くんだという姿勢を示して、職員に猶予の期間を与えれば、もうちょっと切羽詰ったような感じではなくて、時間が取れたんじゃないかと思って、そこら辺を町長にお尋ねしたいんです。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

統合の時期というのは、新しい中学校を造る時期というのは、私も後1年先を考えておりました。積算をいたしまして、そして、積算が出来上がると同時に子どもたちの今のおかれた生徒数の推移、いろんな保護者からのクラブ活動等の、スポーツができないとか、あるいは、子どもたちがここに来ますけど、全国大会に行っていますけど、そういう子どもたちの意見とか、あるいは父兄の方の意見を聞いたら、本当に切羽詰った4月1日でなんとかならないかという意見が相当ございました。それで、私は32年4月1日を考えておりましたけれど、教育委員会に31年4月1日で間に合わないかということで話をして、9月で決まればなんとかなる間に合うでしょうというのがあったものですから今回の提案ということでしておりますのでご理解をお願いします。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 64 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

はじめに、本案に反対者の発言を許します。4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

質疑の中にも行いましたけれど、東彼杵町設置条例の一部を改正する条例、この中の仮称東彼杵中学校、その次の土地、東彼杵町蔵本郷 1666 番地、これを昨日のお考えの中で恒久的に使うという考えを示されました。千綿、彼杵、合併して 60 年、本当に融合がなされていますか。

千綿婦人会、彼杵婦人会、この二つの婦人団体がある、端的に表しています。来年 4 月 1 日になった時に、千綿の子どもたちが彼杵に行って、にこやかな顔をして教育を受けられるか非常に心配です。これは前例があるんです。昭和 34 年の時に、地域の変更によって東彼杵町の中のひとつの郷が大村市に。その時に、その郷の子どもたちは松原小学校と郡中学校に行った。この子どもたちがどういふことを松原小学校と郡中学校で言われたか、聞いていらっしゃる方はもういっらっしゃると思います。

今度、このことが彼杵中学校の土地で恒久的に名前が変わろうと、そこに行くならばそういうことが起こらないのか一番危惧します。このことによって、この点を一番心配する。まだ時間はあると思います。今、合併しなくても少子化は進んでいる。最終的には東彼杵郡の中で中学校をひとつもってくるような時代がすぐ来ると思います。それまで遅くないと思います。よって、この議案第 64 号に反対いたします。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

この件につきましては、前期の議会の中でも学校適正規模調査検討委員会というのを、平成 24 年から 26 年ぐらいに掛けて 2 年ちょっと、いろいろ先進地等の視察をしながら今の子どもたちが、人口が減少する中で、子どもたちが切磋琢磨して将来を担っていく日本の未来、あるいは長崎県、東彼杵町を担っていく子どもたちのために何が一番より良い教育環境なのかというのも十分論議して、また、今回にも PTA の方々からも議会に請願書が上がり、この現状については先だっの教育委員会のアンケート等も踏まえて、そういった中で、流れがこういうふうになってきているわけです。これは将来を担っていくためには、是非とも避けては通れない問題。やはり遅かったような気がしています。そういったことで今回、来年 4 月 1 日に始まるということで上程されたことは、大変良かったことではないかと思えます。民意を汲み上げ、そしてまた東彼杵町にとっても良いことではないかと思えますので賛成をいたします。

○議長（後城一雄君）

次に、反対者の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 64 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 64 号東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 24 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 24、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

諮問第 2 号でございます。人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

推薦する者の住所氏名でございます。東彼杵町木場郷 156 番地、松尾 幸彦、昭和 29 年 9 月 13 日生まれでございます。任期といたしましては、本年の 12 月 31 日までが任期でございます。ご承認いただきますと、来年 1 月 1 日から 33 年 12 月 31 日の 3 年間となります。

提案の理由は、人権擁護委員の任期満了に伴いましての委員を推薦するものでございます。ご審議の上、然るべきご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第 2 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、松尾幸彦さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のと

おり松尾幸彦さんを適任とすることに決定しました。

日程第 25 選挙第 1 号 東彼杵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 25、選挙第 1 号東彼杵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

はじめに、選挙管理委員の選挙を行います。定数は 4 名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、指名方法については議長が指名することに決定しました。

それでは指名いたします。

選挙管理委員には、福田和範君、富永勝君、島田幸一郎君、滝川文子君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました福田和範君、富永勝君、島田幸一郎君、滝川文子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。定数は 4 名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、指名方法については議長が指名することに決定しました。

それでは、選挙管理委員補充員に順位を定め、指名いたします。

第1順位、林田利英君、第2順位、一瀬文子君、第3順位、松山為則君、第4順位、森佳江君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長が指名した方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました第1順位、林田利英君、第2順位、一瀬文子君、第3順位、松山為則君、第4順位、森佳江君、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第26 報告第8号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第26、報告第8号平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。本件についての説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第8号平成29年決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて、下記のとおり報告いたします。詳細につきましては、財政管財課長の方から説明させます。よろしく申し上げます。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

それでは、初めに、健全化法第3条に規定する健全化判断比率についてご説明いたします。

報告書3ページをお開きください。総括表②連結実質赤字比率等の状況を計算した表です。

一般会計に公共用地等取得造成事業特別会計を含めた一般会計等の実質赤字比率が△2.95%となり、負数ですので赤字はございません。

また、一般会計等に公営企業以外の特別会計、国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療事業特別会計までの3会計と、法適用企業の水道事業会計及び法非適用企業の公共下水道事業特別会計から漁業集落排水事業特別会計まで3特別会計を加えた連結赤字比率も△9.04%となり、これも負数ですので赤字はないため、連結実質赤字比率も該当がありません。

次に、報告書4ページをご覧ください。

総括表③実質公債費比率の状況を計算した表でございます。

表中段の一番右の表にありますように、実質公債費比率は12.5ポイントとなり、昨年度が11.1ポイントでしたので、前年度より1.4ポイント比率が増加しております。

実質公債費率は、簡単に申し上げますと、町の公債費等が標準財政規模の何割に当たるかという

ことで計算をいたします。

まず、分子となる町の公債費等は、一番上の表の①元利償還金の額、これは一般会計の公債費となります。④公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金、これは、簡単に言うと公営企業の公債費です。⑤一部事務組合等、東彼地区保健福祉組合が該当しますが、起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金。⑥公債費に準ずる債務負担行為に係るもの。これは、利子補給となっています。それに⑦一時借入金の利子までを合計したのから、⑧特定財源の額から⑪密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金までの合計額を差し引いたものとなります。

分母となる標準財政規模は、中段の表⑫標準税収入額等、⑬普通交付税額及び⑭臨時財政対策債発行可能額までの合計額から、⑨から⑪までを差し引いた金額となり、それを100分率で表したものが実質公債費比率となります。

また、当該年度の実質公債費比率は、過去3か年の比率の平均で算出されますので、平成27年度から平成29年度までの平均となり、結果、平成29年度の公債費比率の増減は、平成26年度と平成29年度の公債費比率の増減で決まることとなります。

今回、実質公債費比率が増加した主な要因は、分子では、新発債の抑制と過去の借り入れ分である臨時地方道整備事業債、ふるさと林道遠目中岳線開設事業に係る⑨事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が平成26年度までで皆減し、差し引く数値が小さくなったこと等により分子が膨らんだこと。分母では⑫の標準税収入額等は大きくなったものの、⑬普通交付税が大きく減額となり、分母が小さくなったことが主な要因となっています。

次に報告書5ページをご覧ください。総括表④将来負担比率の状況を計算した表です。

最後の表に記載があるように、将来負担比率は、75.7ポイントとなり、昨年度が40.4ポイントでしたので、35.3ポイントと昨年度より大きく増加いたしております。

算定方法は一番下の表となります。分子となります将来負担額Aは、表の最上段に記載があります将来負担額の合計となり、差し引きます充当可能財源等Bは、表中段の充当可能財源等の合計額となります。

分母となります標準財政規模Cは、先ほどの4ページの実質公債費比率の算定で用いました総括表の⑫から⑭の合計額となり、差し引きます算入公債費等の額Dは、これも4ページの総括表の⑨から⑪の合計額となります。

今回、将来負担比率が悪くなった主な要因は、新規起債事業の抑制と過去の起債事業の償還終了により、地方債の現在高が昨年度よりも2億6547万3000円減少しましたが、水道事業会計の法適用企業会計移行に伴う公債費の伸びにより、公営企業債等繰入見込額が1億7552万7000円の増となったこと。更に、一番大きな要因として、ゴミ焼却場の建設に伴う組合負担等見込額が9億852万1000円と大きく増加したことにより分子8億5460万8000円増加し、加えて、普通交付税の減少などにより分母が2519万6000円減少したため、将来負担比率が大きく増加しております。

以上、健全化法第3条に規定する健全化判断比率となりますが、いずれも報告書1ページに括弧書きで記載しております、早期健全化基準を大きく下回った結果となりました。

健全化判断比率について、縷々、ご説明いたしましたが、将来予測としましては、本町のように財政力指数の小さい団体の健全化判断比率は、普通交付税と臨時財政対策債の発行額が、分母とな

る標準財政規模に大きく影響を与えることとなります。この普通交付税等が毎年減少し、今後も増える要因が見当たらないことに加えて、ごみ処理施設に係る起債開始や、財源不足を補うため、ふるさと創生基金や下水道基金などの特定目的基金からの基金取り崩しが進んでいることなどを要因として、各比率が悪化しています。今後、公共施設の老朽化に伴う改修や下水道事業の進捗による新発債の発行も予想されます。大型事業の実施にあたっては、その必要度を十分見極め、尚一層の財政健全化を図る必要があると思います。

最後に、資金不足比率についてご説明します。

報告書の最後のページをご覧ください。健全化法第 22 条の規定による資金不足比率に関する算定を行った表です。

水道事業会計から漁業集落排水事業特別会計までの 4 公営企業会計の太い枠線で囲んでいる (9) 列の資金不足額が、それぞれ空欄となっていて赤字はありませんので、公営企業会計における資金不足比率は該当ございません。

以上、説明を終わりますが、今回の報告に先立ち、比率等の算出について、監査委員による審査を 8 月 23 日に受けておりますので、その意見書を付しまして報告を終わります。以上、説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で、報告第 8 号平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第 27 報告第 9 号 専決処分に関する報告について

（里一ツ石線改良工事(9工区)請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)

○議長（後城一雄君）

日程第 27、報告第 9 号専決処分に関する報告について（里一ツ石線改良工事（9 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）を議題とします。本件について説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 9 号専決処分に関する報告でございます。

町長の専決処分事項の指定に関する条例に基づきまして、別紙のとおり専決処分をいたしておりますので、同条例第 3 条の規定によりこれを報告いたします。

専決処分の内容でございますけども、里一ツ石改良工事（9 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について専決処分をいたしております。

契約の変更の理由は、里一ツ石線改良工事（9 工区）契約額の変更でございます。契約変更の方法は、変更で随意契約になっております。変更前の契約金額は 7135 万 3440 円。変更後の契約金額は 7476 万 6240 円でございます。契約の相手方が、東彼杵郡東彼杵町三根郷 1662 番地 7、株式会社朽原建設代表取締役 朽原 元樹でございます。内容につきましては建設課長から説明をいたします。よろしく願いいたします。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

町長に代わりまして説明いたします。

資料としてお配りしております平面図をお願いいたします。図面右側上方が綿打ちため池になりまして、左側の方が県道大村嬉野線との交差点になります。

主な変更の理由としまして、図面中央付近に赤字で示しておりますけれども、落蓋式側溝 400 型の側溝蓋設を 122m 追加しております。同じく図面中央付近の赤で着色した部分になりますけど、起点部、これは左側になります。終点部が右側です。そのアスファルト舗装工 99 m²を追加しております。

また、盛土材として流用するために、28 年度発注工事から発生残土を、近隣の民有地へ仮置きしておりましたが、最終的に 330 m³余りましたので、民間の造成地への運搬費を計上しております。運搬距離は 11.5km でございます。産業廃棄物処理法によりまして、実績によりまして運搬 19 m³、処分費 46t を追加しております。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上で説明が終わりでしたが、報告事項でありますのでこれで報告第 9 号を終わります。

日程第 28 発議第 3 号 臓器移植の環境整備を求める意見書

○議長（後城一雄君）

日程第 28、発議第 3 号臓器移植の環境整備を求める意見書を議題とします。局長に発議を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（後城一雄君）

次に、これから発議について提出者の説明を求めます。前田議会運営委員長。

○議会運営委員長（前田修一君）

臓器移植の環境整備を求める意見書の提出の理由を申し上げます。

臓器移植を国民にとって安全で身近なものと定着させるため、国において臓器移植の環境整備の早急な対策に取り組むよう強く要望するものである。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから、提出者に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第 3 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第 3 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号臓器移植の環境整備を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に送付することにします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会（午後3時6分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 浪瀬 真吾

署名議員 森 敏則